

四国圏広域地方計画に関する 広域連携プロジェクト検討状況

令和6年12月

四国圏広域地方計画協議会

本資料は、四国圏広域地方計画協議会や、四国圏広域地方計画有識者懇談会における議論等を踏まえ、令和6年12月時点での検討状況を整理したものであり、今後、これを基礎として、広域連携プロジェクトに関する記述内容を追記・更新し中間とりまとめに加えていくものである。

四国圏広域地方計画に関する広域連携プロジェクト検討状況 目次

1.	南海トラフ地震や風水害に対応する安全・安心な四国	1
1. 1	大規模自然災害への防災力向上プロジェクト	1
1. 2	戦略的なインフラメンテナンスプロジェクト	8
2.	気候変動対策や自然環境の保全・利活用により自然と共生する四国	10
2. 1	四国脱炭素プロジェクト	10
2. 2	サステナブル四国プロジェクト	12
3.	個性ある地域が連携して活力あふれる四国	16
3. 1	地域の豊かさと生活の質向上プロジェクト	16
3. 2	シームレスな四国を実現する交通・通信基盤整備プロジェクト	20
3. 3	四国の土地・建物の保全・管理プロジェクト	23
4.	歴史・文化、風土を活かした交流・連携により人をひきつける四国	25
4. 1	四国らしさを活かした持続可能な観光プロジェクト	25
4. 2	観光・交流促進プロジェクト	28
5.	多様性が尊重され、誰もが生き生きと活躍する四国	31
5. 1	ダイバーシティ形成プロジェクト	31
5. 2	安心して暮らせる四国づくりプロジェクト	35
6.	地域産業の成長と創出により競争力を発揮する四国	37
6. 1	未来の四国を担う産業成長プロジェクト	37
6. 2	農林水産業の生産力・付加価値向上プロジェクト	40
6. 3	四国の産業の次世代を担う人材育成プロジェクト	44

1. 南海トラフ地震や風水害に対応する安全・安心な四国

1.1 大規模自然災害への防災力向上プロジェクト

四国圏全域において甚大な被害が想定される南海トラフ地震や、激甚化・頻発化する風水害等の巨大災害から生命と暮らしを守るために、被害の抑制・最小化、迅速な避難、早期の復旧・復興を可能とする防災・減災対策を推進する。

大規模かつ広域的な災害に対して、迅速かつ的確に対処するため、広域的な応援体制の構築と災害対応体制を強化する。

災害に強い地域づくりとして、治水計画を「過去の降雨実績に基づく計画」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理や、集水域から河川等の氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水による森林や河川流域の整備・保全、グリーンインフラの整備、水問題の解決に向けた水資源の確保に向けた取組を推進する。

災害に強い圏域をつくるために、災害時のリダンダンシー確保に寄与する強靱な交通・通信ネットワークの整備を推進する。

災害時に重要な役割を果たす地域コミュニティの防災対応力の向上や、ダイバーシティを考慮した災害対応策、想定し得る災害を事前に回避するまちづくり、防災教育等を通じた日常からの防災意識の向上を図る。

災害後に迅速な復興が可能なまちづくりの検討を行うとともに、企業、官公庁、地域などあらゆる主体においても、BCP（事業継続計画）を策定し、大規模災害発生時においても迅速な復旧と確実な事業継続を行うための検討を推進する。

（1）巨大災害から生命と暮らしを守る

1) 巨大地震や、流域が一体となった風水害への備えの強化

（地震・津波対策のためのハード整備）

特に地震や津波のリスクの高い太平洋側においては、重点的な防災・減災対策を行う必要があり、「防災・減災、国土強靱化の取組」を今後も着実に実施していく。

具体的には、河川・海岸堤防の嵩上げや耐震・液状化対策、海岸の侵食対策、港湾の耐津波性の確保、岸壁の耐震化、粘り強い構造の防波堤、海岸堤防や漁港施設の整備等「多重防御」の観点からのハード整備を推進する。また、津波の影響を受けない構造の道路を整備する必要がある、「四国8の字ネットワーク」の整備を着実に実施していく。加えて、建物やインフラの耐震性を強化し、地震の強い揺れによる倒壊を防止するとともに、地震時等に大規模な火災発生リスクが高い密集市街地の改善を促進するため、避難地、避難路等の整備促進、幹線道路沿道建築物の不燃化による延焼遮断帯の形成、老朽建築物の除却と併せた耐火建築物等への共同建替え等を推進する。

圏域内の港湾においては、災害時の海上輸送確保のために耐震強化岸壁の整備を推進する。加えて、令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、海上支援ネットワーク形成のための防災拠点の整備を推進するとともに、発災後に迅速な施設復旧を行うための資機材備蓄や関係事業者との協定締結、作業船の確保の体制構築等、事前の備えを推進する。

(激甚化する風水害・土砂災害対策)

四国圏は、急峻な地形や脆弱な地質構造と台風や集中豪雨の常襲地帯にあることから、全域において水害、土砂災害が頻発しているため、重点的に強靱な地域づくりを推進していく。具体的には、洪水や内水氾濫の対策として、堤防整備、河道掘削、排水機場及び洪水調整施設の整備・機能強化や、下水道による雨水排除等の推進、遊水地、雨水貯留浸透施設、輪中堤等の整備、特定都市河川制度を活用した貯留機能を有する土地の保全、浸水リスクが高い区域における土地利用・住まい方の工夫、避難体制の強化等のハード・ソフト対策など、流域のあらゆる関係者が連携した流域治水の取組を推進する。

土砂災害対策としては、砂防堰堤や地すべり防止施設の整備、盛土等の防災対策、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。さらに、ソフト対策として山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を推進していく。

また、降水量の増大等の気候変動に対する影響を考慮し、治水計画等の見直しを図る。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）による災害により甚大な被害が発生した肱川水系においては、山鳥坂ダムの建設をはじめ、大洲盆地の二線堤の保全・拡充、中上流域の水田貯留等、総合的な事前防災対策である「肱川水系流域治水プロジェクト」を推進し、肱川流域による浸水被害の軽減を図る。また、吉野川水系においても、農業用ため池を活用した支川はん濫対策や、吉野川本川の堤防整備と一体となった土地利用規制等、「吉野川水系流域治水プロジェクト」の取組による流域の事前防災対策を推進する。仁淀川や土器川などの他の水系においても、各水系の流域治水プロジェクトにより事前防災対策を推進していく。

また、この流域治水プロジェクトに気候変動による外力の増大を考慮した「流域治水プロジェクト2.0」が2023年度から全国の一級水系で策定されており、四国圏の8つの水系全てにおいても策定されている。

なお、気候変動により激甚化・頻発化する災害への被害を回避・軽減するための治水対策を進めつつ、ネイチャーポジティブの視点から生物の生息・生育・繁殖環境を保全・再生・創出するなど、今後、治水と環境が両立するインフラ整備を推進していく。

(避難者の安全を確保する避難対策)

災害時に住民が安全に避難できるよう、避難路や避難場所の確保を引き続き推進するとともに、様々なニーズに配慮した避難所運営、避難者への迅速かつ的確な情報提供等を推進する。あわせて、住民自身による避難想定策の検討等を促進し、自主的避難の円滑化、迅速化等を図る。また、災害時に介護支援サービスが滞ることにより、サービス受給者等の避難行動要支援者の災害関連死を誘発するおそれがあるため、地方公共団体に避難行動要支援者の個別避難計画の策定を促進し、災害関連死の発生リスクを回避する。

県庁所在地等の都市部では多くの帰宅困難者の発生が想定されるほか、正月やお盆の時期の帰省者や、観光等での来訪者が被災することも想定されるため、地方公共団体にこれらの事象も想定した避難計画の策定を促進し、公共・民間建築物の一時滞在施設と

1 しての活用や、公園緑地等オープンスペースの確保、行動ルール等の周知を図る。

2 風水害や土砂災害に備えた警戒避難体制の充実・強化を図るとともに、避難の円滑化、
3 迅速化等を図るため、地方公共団体にタイムライン（時系列の行動計画）の策定等を促進
4 する。

6 **（災害情報の迅速な提供と精度向上）**

7 台風、集中豪雨、地震、津波、火山噴火等に際し、予測や被災状況の把握、適時・的確
8 な防災情報を提供するための取組を推進する。

9 洪水に関する予測情報の精度向上等により、水害時の危機管理対応や避難行動を促進
10 する。また、情報のオープン化や浸水情報の提供等、河川情報の利活用に資する取組を推
11 進する。

12 土砂災害に対する避難行動を促進するため、土砂災害に関する警報等の適切な発表体
13 制を維持し、精度向上等に取り組む。

15 **2）広域的な応援体制の構築及び災害対応体制の強化**

16 **（広域連携体制・受援体制の整備）**

17 大規模かつ広域的な災害に対して、迅速かつ的確に対処するため、「危機事象発生時の
18 四国4県広域応援に関する基本協定」、中国圏・四国圏の9県による「中国・四国地方の
19 災害等発生時の広域支援に関する協定」や「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応
20 援協定」、瀬戸内海沿岸市町村による「瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関
21 する協定（海ネット協定）」にみられるような遠隔地間の相互応援協定及び役割分担や連
22 携内容の明確化により、広域的な応援協定を構築し、機動的かつ総合的に応援活動が実
23 施できる体制づくりを推進する。

24 また、これらの協定の機能を発揮できるよう、定期的に協定参加機関同士の連携によ
25 る合同防災訓練を実施し、災害発生時の円滑な対応に備える。

26 大規模災害で甚大な被害を受けた際その他圏域からの受援体制を構築するとともに、応
27 援部隊の集結及び進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する広域防災拠点を
28 あらかじめ明確にする。

30 **（災害対応体制の強化）**

31 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊（エネルギー・産業基盤災害即応部隊含む）、TEC-
32 FORCE（緊急災害対策派遣隊、国土交通省）、FAST-Force（初動対応部隊、防衛省・自衛
33 隊）、DMAT（災害派遣医療チーム）、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク、環
34 境省）、海上保安庁特殊救難隊及び機動防除隊等の体制強化や特殊車両、装備品等の整備、
35 建設事業者や廃棄物処理事業者を始めとする民間事業者等との災害時の応援体制の強化
36 を推進する。

37 発災時には、ドローンの活用により、上空から安全かつ迅速に広域的な被害状況調査
38 を実施することで、応急復旧対策の早期着手に寄与する。そのための備えとして、操作技

能を有するドローンパイロットの育成を推進する。

また、近年は災害時に、圏域内の災害ボランティアをはじめ全国から多数の災害ボランティアが被災地で活動するため、ボランティアの即時の活用が可能な事前体制づくりを構築する。

3) 森林の適切な整備・保全とグリーンインフラの整備、水資源の確保

(森林の適切な整備・保全)

防災面に機能する美しい森林を次世代に引き継ぐため、適切な森林の整備・保全を推進するとともに、山地防災力の強化等の総合的な治山対策を実施し、災害に強い森林づくりの、「緑の国土強靱化」を推進する。

(グリーンインフラの整備)

国土の適切な管理、防災・減災対策として、自然環境が有する多様な機能を活用し、治水対策における遊水地や多自然川づくりによる整備等を実施するグリーンインフラの取組を推進する。また、自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現に向けて、地球温暖化やヒートアイランド対策、生物多様性の保全に寄与するため、周辺環境や景観に配慮した道路ネットワークの形成や道路空間の創出を目指す。

(水資源の確保)

瀬戸内海側を中心に、四国圏全体の共通課題である水問題の解決に向けて、産学官の関係者により設置された四国水問題研究会での議論や提言書を踏まえ、「四国はひとつ」という共通認識のもと、水資源の有効利用や治水・利水・環境の合理的な恒久対策等に関係機関や水利用者等が連携して取り組んでいくとともに、各流域における健全な水循環の維持に資するよう適正な管理を図り、水資源の確保をはじめ、水環境の健全化に取り組んでいく。

また、危機的な渇水への取組を推進するため、関係者が連携して時系列の行動計画である渇水対応タイムラインを作成し、渇水リスク情報を共有する。

渇水が頻発する吉野川水系においては、四国地方整備局、四国4県、水資源機構吉野川本部が共同で策定した「吉野川水系渇水対応タイムライン」にしたがい、吉野川水系の水利用に関して渇水被害の最小化を図る。また、同様に渇水が発生する物部川水系及び仁淀川水系、渡川水系、肱川水系、重信川水系においても渇水対応タイムラインに基づき、渇水被害の最小化を図る。

(2) 災害に強い圏域づくりに向けた取組の促進

1) 交通・情報通信ネットワークの強化

(交通ネットワークの強化)

大規模災害発生時において円滑な救急・救援活動と緊急物資運送を行うために、災害時のリダンダンシーの確保に寄与する「四国8の字ネットワーク」の早期完成によるミ

ッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化をはじめ、防災上重要な拠点間を結ぶ主要幹線道路や孤立対策（再度の発生防止を含む）に資する道路の整備、道路の無電柱化等を推進する。そのほか、災害時の物資輸送手段としての鉄道ネットワークの維持・機能向上、海上交通の拠点として緊急物資輸送を担う港の耐震強化岸壁の整備、港湾と主要幹線道路の連携強化、空港施設の防災機能強化を推進する。また、道路の防災対策として、橋梁の耐震性能向上や道路施設点検データ、ハザードマップ等の組合せによる道路リスクアセスメント等を実施する。さらに、陸路が寸断した場合を想定し、海上輸送を活用した災害対応のための物流・人流ネットワーク（命のみなとネットワーク）の形成に向けた取組を推進する。

緊急輸送道路のうち、緊急通行車両の通行確保の観点から重要な路線や区間においては、CCTVカメラの増設とともに、AI技術を活用した交通障害検知システムの導入を推進する。

また、令和6年能登半島地震も踏まえ、大規模地震発生時における迅速な緊急輸送ルート確保を想定し、道路啓開（四国おうぎ（扇）作戦）や航路啓開の広域的な訓練等を実施する。海上においては、発災時に迅速な航路啓開を行い、船舶における緊急物資輸送等を円滑に遂行できるよう、緊急確保航路の指定を促進する。

さらに、輸送モード間や地方公共団体と物流事業者間の連携促進、災害時にも活用可能な物流拠点の選定等、災害に強い物流システムを構築する。

災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車、バイクの有効活用を図ることにより、地域社会の安全・安心を向上させる。

（情報通信インフラの強化）

圏域全体で、防災行政無線等のデジタル化、通信系統のリダンダンシー（緊急事態に備えた多重性）向上など災害を想定した情報通信インフラの整備を進める。また、災害時における通信基盤の早期復旧に向けた官民の連携・協力体制の整備等、情報通信インフラの強靱化に取り組む。

また、テレビ、ラジオ放送等は災害時に重要な情報を国民に瞬時に伝達できることから、中山間地域等の民放テレビ・ラジオの難視聴地域の解消や、ケーブルテレビネットワークの光化等による放送ネットワークの耐災害性強化等を進める。

2）事前防災・事前復興を見据えた災害に強いまちづくりの推進

（災害に対応可能な地域コミュニティの形成）

災害時における地域コミュニティの果たす役割の重要性が認識される中、減災の原点である自助、共助、公助の取組を推進するために、家族や地域コミュニティにおける安否確認、助け合い等自主防災組織活動の促進、Lアラートや防災無線等を活用した自治体と住民との防災情報の共有を図る。加えて、災害時に迅速かつ的確に対応できるような人材の育成等に取り組むことによって、学校や地域コミュニティの危機管理対応力の向

上や相互連携による防災体制を強化する。

リーダーとして、災害時に迅速かつ的確に対応する人材の育成等に取り組むとともに、リーダーを中心とした地域防災力の中核となる消防団の体制、装備、訓練等の充実強化、自主防災組織等の活動の活性化を図る。また、自営業者が減少し被雇用者が増加する就業構造の中、被雇用者が消防団員として活動しやすくなるための社会的な環境整備や予算の確保についても取組を推進する。

(ダイバーシティを考慮した災害対応策)

災害時において、乳幼児のいる家庭や心身障がい者、外国出身者、各種のアレルギー保持者、自力での移動が困難な高齢者等の多様な住民が、できる限りスムーズな避難と避難場所での安心な生活を送るため、行政と地域コミュニティが協働し、避難場所や避難路のバリアフリー化、コミュニティにおける共助体制の構築、備蓄品の管理、医療機関や社会福祉施設等との連絡・受入体制構築等を定期的に行う。また、外国出身者を対象とした災害対応策として、多言語対応の防災ガイドブック作成や、外国出身者向けの防災訓練等の施策を推進する。

(災害に強いまちづくり)

想定し得る災害を事前に回避するため、津波や河川氾濫を念頭に置いた高台でのまちづくり、住民及び企業、行政等の諸機能の安全な地域への誘導等、防災・減災に向けた住まい方や土地利用の推進を図る。

盛土等に伴う災害の防止を促進するため、盛土等の行為に関する規制と併せて、建設発生土の搬入・搬出プロセスに着目し、必要な対策を講ずる。

避難路に面している老朽家屋や空き家等は倒壊の危険があり、避難や緊急輸送の際の支障となりうるため、老朽家屋については耐震補強、空き家については除却を推進する。

既存建築物については、防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全対策及び耐震性向上を推進する。

発災時の救護施設や通信機器の設置場所などの防災拠点としての機能や、復興過程における仮設住宅としての機能など、多面的な機能を担うトレーラーハウス等の導入・活用を図る。

都市公園を地域の防災拠点や避難地として活用するための機能強化や、身近な防災拠点となる「防災道の駅」の整備等により防災拠点機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

特定都市河川の指定により、ハード整備の加速に加え、国・県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進する。

港湾においては、気候変動による海面水位上昇等の影響を考慮し、港湾に関わる全ての関係者の合意の下、気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定め、関係者各々が施設の改良を行う「協働防護」を推進する。

1 ハザードマップの整備・普及や、「四国防災八十八話マップ」等の災害伝承・防災教育
2 に資するツールを活用した防災教育等を通じて、子どもから大人まで住民一人ひとりの
3 防災に対する意識向上を図っていく。

5 **（災害時の業務継続機能の確保）**

6 大規模災害発生時における迅速な復旧と確実な事業継続のために、官公庁における業
7 務継続計画、地域全体の地域継続計画、重要港湾の事業継続計画（港湾 BCP）の策定等を
8 推進する。

9 港湾においては「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」に
10 基づき、大規模災害発生時においても四国圏の港湾が総体として継続的な物流機能を確
11 保・発揮し、社会経済活動への影響を最小限に抑えることに努める。

12 大規模災害により東京等の大都市圏から、四国圏等の地方圏へ長期避難を余儀なくさ
13 れるケースを想定した BCP の策定や、大都市圏に集中する人口及び諸機能の分散、政府
14 機能を始めとする中枢管理機能の一部を四国圏で一時的に代替する場合の体制について
15 も検討を進める。

16 企業に対しては、圏域を越えた連携型 BCP（事業継続計画）の構築を促進し、エネルギ
17 ー供給の強靱化や、非常用発電機等の確保や産業設備の耐災害性向上など産業基盤の強
18 靱化を促進する。

20 **（災害後の復興を見据えたまちづくり）**

21 被災後に早期かつ的確に市街地整備計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順
22 の事前検討、復興後のまちづくりを想定した目標・方針の検討等、事前準備の取組と地方
23 公共団体による事前復興まちづくり計画の策定を推進する。

24 災害時に必要となる避難場所、防災活動拠点、仮設住宅用地及び災害廃棄物の仮置き
25 のためのオープンスペースについて、平時から関係機関と協力・連携しながら、あらかじ
26 め確保するよう努める。本格的な復興には、被災地における生活再建が重要であるため、
27 災害廃棄物の迅速な撤去・処理、住宅再建のための支援、被災者に対する各種情報提供等
28 の充実を検討する。

30 **（文化財の防災対策）**

31 近年、歴史的景観に寄与し、圏域内の魅力ある地域資源である文化財が毀損・焼失する
32 事態が生じているため、構造の安全性を保持するための適切な周期での修理・耐震診断・
33 耐震補強工事、防火性向上のための消火栓・放水銃等の防火施設の整備、石垣等の地盤の
34 崩落防止措置等を行うことにより、文化財への被害を軽減するとともに、発災時におけ
35 る見学者等の安全を確保する。

37 **3）デジタル防災の推進**

38 AI、IoT やスマートフォンの活用等、防災分野における DX を推進し、インフラ分野の

デジタル化、情報提供の迅速化、迅速な避難行動等の促進、関係者連携の高度化、リアルタイムの被災状況や被災者ニーズの把握等、防災・減災の高度化・効率化を図る。

また、3D 都市モデルによる近未来水位予測システム、防災デジタルプラットフォームの構築等のデジタル技術を活用した災害リスク情報発信と共有に努め、住民と企業の災害リスクへの理解を促進する取組を進める。

1.2 戦略的なインフラメンテナンスプロジェクト

地域の暮らしを支える社会インフラのメンテナンスを推進するために、計画的に維持管理・更新等を行う予防保全型インフラメンテナンスを進めるとともに、単一市町村にとどまらず広域的視点から、各地域の将来像に基づく地域インフラ群再生戦略マネジメントの取組を推進する。

また、効率的なインフラメンテナンスのために、多様な主体の連携・協力により、インフラメンテナンスに携わる人材の育成や、新技術・官民連携手法の活用を推進する。

(1) 地域の暮らしを支える社会インフラのメンテナンスを推進

1) 計画的な予防保全型インフラメンテナンスの実践

急激に進展する社会インフラの老朽化に対し、国及び地方公共団体が、厳しい財政状況の下で必要なインフラの機能維持のための戦略的マネジメントを進めていくために、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき「インフラ長寿命化計画（行動計画）」や「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を適切に見直ししながら、目標達成に向けて取り組んでいく。

国及び地方公共団体は、前記の計画に基づき、劣化・損傷の程度の把握、劣化・損傷の進行する可能性や施設に与える影響等についての診断を行うための定期的な点検を着実に遂行する。

さらに、点検・診断の結果、維持・修繕基準等に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態、対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する予防保全型の「メンテナンスサイクル」を確立し、継続的に発展させていく。

2) 地域インフラ群再生の推進

(広域的・戦略的なマネジメント)

市町村の財政面・体制面の課題等を踏まえ、各地域の将来像に基づき、複数・広域・多分野のインフラを群としてとらえ、総合的かつ多角的な視点から戦略的にマネジメントする仕組みを構築する。

そのため、広域的・戦略的にインフラのマネジメントを行う地域インフラ群再生戦略マネジメント計画の策定や、包括的民間委託等の官民連携手法を活用した業務の実施等を進める。

(集約・再編等によるインフラストックの適正化)

人口減少等による地域社会の変化を踏まえ、国土基盤の更新等の機会をとらえて、社会経済状況の変化に応じたインフラの機能転換や集約・再編等によるストックの適正化を図る。

(2) 持続的なインフラメンテナンスのための体制・仕組みづくり

1) 体制の構築と担い手育成

(多様な主体の連携・協力による体制の構築)

国及び地方公共団体は、「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、定期的な点検・診断に必要な人員及び予算を確保する。市町村におけるメンテナンスに携わる人的資源の不足に対応するため、国による市町村支援・中長期派遣体制の強化を図ることや、地方公共団体職員の技術力の育成を目的とした国の研修への参加等、地方公共団体が実施する老朽化対策への人的・技術的支援に積極的に取り組む。

なお、道路については、四国4県において「道路メンテナンス会議」を設置しており、本会議を活用した取組を一層推進する。

また、産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組むプラットフォームとして設立された「インフラメンテナンス国民会議四国地区フォーラム」及び首長のイニシアティブによるメンテナンスに関する施策の更なる推進を図るために設立された「インフラメンテナンス市区町村長会議四国ブロック」により、インフラメンテナンスの理念の普及を図る。

(技術力向上と担い手育成)

インフラの維持管理・更新等を長期的・継続的に行っていくには、インフラ維持管理・更新等の担い手となる人材育成が欠かせない。

四国圏ではインフラメンテナンス推進に向けた、課題（人材育成、新技術、効率的・効果的な事業など）への取組について検討し、定め、実施していく「インフラメンテナンス推進検討会」を設置し、産学官一体となり人材育成等の課題解決に取り組む。また、愛媛大学の社会基盤メンテナンスエキスパート(ME)養成講座をはじめ、教育研究機関によるインフラメンテナンス人材育成プログラム創成等の取組を促進する。

2) 新技術・官民連携手法の活用

インフラメンテナンスの高度化・効率化のために、新技術・デジタルの活用や官民連携手法の導入を推進する。具体的には、新技術については、ドローンやセンサー等による点検等の実施・促進や地方公共団体が活用しやすい維持管理技術の開発促進、点検・補修データの利活用等を含めたDXによるメンテナンスの効率化、インフラメンテナンス国民会議の場を通じたニーズ・シーズのマッチングの促進等の取組を進める。

また、官民連携については、民間の創意工夫やノウハウの活用を図る包括的民間委託

の導入促進や PPP/PFI 普及の枠組み等の場を通じたニーズ・シーズのマッチングを推進する。

2. 気候変動対策や自然環境の保全・利活用により自然と共生する四国

2.1 四国脱炭素プロジェクト

2050 年カーボンニュートラル実現に向け、圏域内における安定的なエネルギー供給を前提に、森林などの豊富な自然資源や下水汚泥など地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進など、脱炭素を成長の機会と捉え、自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主役になって、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素に向けた取組を推進する。また、次世代自動車の普及環境の整備、高規格道路への機能分化やデータに基づく改善など、低炭素で持続可能な道路交通の実現を目指す。加えて、脱炭素を新たなビジネスチャンスととらえ、戦略的な技術開発や新産業の創出・誘致を図る。さらに、省エネ住宅・建築物の普及促進、脱炭素先行地域をモデルとした先進的な取組の圏域での横展開など、地域や暮らしの脱炭素化も推進する。

(1) エネルギーミックスの見直しを考慮したエネルギーの安定供給

1) エネルギーの安定供給の実現

エネルギーの供給においては、「S+3E¹」の原則の下、再生可能エネルギー、原子力、火力、水素等あらゆる選択肢を追求することを基本方針とし、AI や IoT を活用した地域のエネルギー需給の最適化を推進する。またエネルギーを確実かつ円滑に供給するため、送電網、ガス導管・パイプライン、熱導管等の強靱化とネットワークの充実を図る。

また、地域に賦存するエネルギーの有効活用により、地域のエネルギー自給率を高め、災害時の一定のエネルギー供給を確保するため、木質バイオマス、下水道バイオマス、中小水力、太陽光、温泉熱等の再生可能エネルギー等を活用したマイクログリッド等の分散型エネルギーシステムの構築を検討する。

2) 再生可能エネルギーの導入

地域における産業、暮らし、インフラ、交通等の様々な分野で脱炭素化の取組を推進していくため、四国圏が豊富に有する森林資源を活用し、バイオマス発電や幅広い分野への木質バイオマスボイラー等の導入等、再生可能エネルギーの導入を推進する。その際、高知県本山町で実践されている、バイオマス発電所で生じた熱源や排ガスを併設の次世代型園芸施設へ供給し有効活用する取組のような、地域における産業との連携を想定したバイオマス熱利用を推進する。

地熱、水力、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを、地域の生活環境・自然環境や景観等にも十分配慮した上で、最大限の導入拡大を図る。そのため、洋上風力発電や小水力

¹ 安全性 (Safety) を大前提として、安定供給 (Energy Security)、経済効率性 (Economic Efficiency)、環境適合 (Environment) を同時に実現する考え方。

1 発電等の導入、再生可能エネルギー事業所の誘致等を推進する。また、既存施設について
2 も、ダムを活用した治水機能の強化と水力発電の促進の両立を図るハイブリッドダムの
3 取組を推進する。

4 5 **(2) 地域産業の円滑な脱炭素化等の促進**

6 **1) 脱炭素技術の開発・普及促進**

7 海外からの化石燃料に過度に依存するエネルギー供給を長期的視点に基づき変革して
8 いくため、再生可能エネルギーの低コスト化、高効率化等の研究開発を推進する。

9 特に四国圏においては、豊富な森林資源を活用したバイオマス発電や熱利用の促進、
10 瀬戸内海や愛媛県愛南町、高知県須崎市の須崎港等で進められているブルーカーボンの
11 普及拡大等、地域資源を活かしたネガティブエミッション技術の普及に向けて、民間の
12 取組の後押しや、社会的な制度・受容を進めていく。

13 14 **2) カーボンニュートラル実現に向けた新たなビジネス・産業の創出・誘致の促進**

15 **(脱炭素に資する産業の育成)**

16 2050 年カーボンニュートラル実現は新たなビジネス・産業の創出・誘致のチャンスで
17 もあるため、新たな製品・サービスの開発促進を図り、環境への配慮を新たな付加価値と
18 してビジネスに取り入れる取組を推進するとともに、関連技術を活用した地域づくりや
19 関連技術を有する環境企業の海外進出の取組を促進する。

20 21 **(水素社会の実現に向けた取組)**

22 水素は、高いエネルギー効率や低い環境負荷等により、将来の二次エネルギーの中心
23 的役割を担うことが期待されており、水素を本格的に利活用する水素社会を実現するた
24 めに家庭用燃料電池、燃料電池車等の普及拡大に向けた取組を推進し、加えて水素発電
25 等の実証を進める。また、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の
26 整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進する。そのため、既に坂
27 出港や新居浜港、高松港で策定されている CNP 形成計画について、他の圏域港湾におい
28 ても策定を推進する。その際、瀬戸内海沿岸をはじめとする隣接圏域の港湾とエネルギ
29 ーサプライチェーンの構築等で連携し、隣接圏域と一体となって港湾の脱炭素化を推進
30 する。

31 水素社会の実現には、水素の製造から貯蔵、輸送及び利用にいたるサプライチェーン
32 の構築が必要となることから、長期的かつ総合的なロードマップに基づき着実に技術開
33 発等の取組を推進する。

34 特に燃料電池自動車の普及には、水素ステーションの設置によって日常生活でも利用
35 できるエリアの拡大が不可欠なことから、導入支援等を通じステーションの設置を促進
36 する。

37 38 **(3) 地域・暮らしの円滑な脱炭素化等の促進**

1) 省エネ住宅・建築物の普及促進

我が国のエネルギー効率は世界の最高水準を達成しているが、エネルギー効率の更なる向上に向け、トップランナー制度を通じたエネルギー消費機器や建築物・住宅の省エネ化を強化し、エネルギー効率の向上を図る必要があり、四国圏において 2030 年度以降新築される住宅・建築物については、ZEH²・ZEB³基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。

2) 低炭素で持続可能な道路交通の実現

EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）等の次世代自動車の普及に向けた基盤整備を、県や市町村と関係機関が協力して計画的に進めていく。

電気自動車等の普及に向けては、「道の駅」や観光施設を中心に、公道、公共施設等への充電設備の設置、高速道路の SA/PA 及びその周辺における充電機器の大幅増加と高出力化・複数口化を事業者と連携して促進するとともに、案内サインの整備も促進する。

また、高規格道路への機能分化による一般道路の渋滞緩和を推進するとともに、交通量の常時観測データやETC2.0プローブデータなどの道路交通関係データを用いたパフォーマンス改善等により、自動車から排出される CO₂ を削減し、低炭素で持続可能な道路交通の実現を目指す。

2.2 サステナブル四国プロジェクト

四国圏の豊かな自然環境や生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生・創出に取り組みながら、生活に様々な恩恵をもたらす自然環境の恵みを享受していくために、森林や海域の保全と利活用、河川流域全体を通じた健全な水循環の維持または回復、森・里・まち・川・海の連携による広域的な生態系ネットワークの形成等を推進し、30by30⁴目標の達成等に向けた取組を進める。

また、自動車等が起因する大気汚染の抑制や有害物質による土壌汚染の防止など、身近な生活環境の保全や、廃棄物のリサイクル、重要金属等の資源循環など循環型社会の形成に向けた取組についても推進する。

さらに、四国圏の美しい自然の力を活かした地域課題の解決や地域活性化、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進を図る。

(1) 森林や海洋の自然環境の保全・利活用

1) 美しい山、川、海、島の自然環境や生物多様性の保全・再生・創出

² ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：外皮の断熱性能を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

³ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

⁴ 2030 年までに国土（陸と海）の 30%以上を自然環境エリア、健全な生態系として効果的に保全しようという目標。2021 年の G7 サミットにおいて各国が約束したもの。

1 **（森林保全と利活用）**

2 四国圏には、四国山地を中心に豊かな森林が分布しており、森林の現況、自然条件及び
3 地域ニーズを踏まえながら、多様な森林資源を健全かつ適正に長期的な観点から管理・
4 利用し、国民生活に様々な恩恵をもたらす森林の多面的機能を持続的かつ適切に発揮さ
5 せていくとともに、二酸化炭素の吸収量を確保し、カーボンニュートラルにも寄与して
6 いく。

7 また、多様な主体による植樹や「緑の募金」等による森林づくり活動の促進、環境先進
8 企業と協定等を締結し、協働による森づくりの取組を通じた森林再生や都市・地域間交
9 流の促進、国産材利用の意義についての情報発信、木育等の普及啓発を通じて、森林保全
10 と利活用に対する国民の理解を一層醸成する。

11
12 **（健全な水循環の維持または回復）**

13 「健全な水循環」を維持するため、吉野川や四万十川等の一級河川を中心に、流域全体
14 を通じた貯留・かん養機能の維持及び向上に向け、水量及び水質の確保、水源の保全とか
15 ん養、地下水の保全と利用、生態系の保全等について、流域における様々な主体が連携し
16 て総合的かつ一体的に取り組んでいく。

17
18 **（海域の保全と利活用）**

19 沿岸域の自然環境の保全及び再生のため、総合的な土砂管理、栄養塩類の適正管理、藻
20 場、干潟、サンゴ礁等の浅海域や島しょ部に多くみられる固有の生態系等の保全及び再
21 生、美しい景観の保全及び形成、漂流・漂着ごみ・海洋プラスチック対策の推進等を図
22 る。

23 また、地域の自主性の下、多様な主体の参加と連携及び協働により、地域の特性に応じ
24 て陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組と沿岸域における地域の実態を考慮し
25 た海面の利用調整のルールづくりを推進する。

26 水産資源の減少による漁業生産量の長期的減少という状況を踏まえ、漁場の造成、干
27 潟や藻場の保全、造成等生態系全体の生産力を底上げするとともに、水産資源管理の着
28 実な実施を図るため、資源調査・評価体制・漁獲量管理の整備を進める。また、海洋中の
29 溶存酸素量減少による貧栄養化の対策を隣接圏域と連携して推進し、海洋生物の生息域
30 の確保・維持に努める。

31
32 **（自然環境と生物多様性の保全・再生・創出）**

33 自然環境との調和を高めていくために、瀬戸内海の自然環境の保全・再生や史跡名勝
34 天然記念物に指定されている屋島等文化財の保全、島々の自然保護・管理に、地域住民・
35 事業者・行政が連携し、生物多様性への圏域全体における理解を促進しながら、保全・再
36 生・創出を推進する。

37
38 **（広域的な生態系ネットワークの形成）**

生物多様性に関する教育・学習・体験の充実や、生物多様性が有する経済的価値の可視化の推進に取り組み、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核とし、里海里山の取組等、自然環境の保全・再生を進め、森・里・まち・川・海の連携による広域的な生態系ネットワークの形成を推進する。

また、四国圏の広域指標種としてコウノトリ・ツル類を設定し、自然環境の保全と再生に基づく生態系ネットワークの形成並びに環境教育・自然体験や観光振興への展開を図っていくため、「四国圏域生態系ネットワーク推進協議会」の取組を推進する。

(人と野生生物等の関係の適正化)

生態系の基本的構成要素である野生生物の種の存続を確保するため、四国山地のツキノワグマ⁵及び絶滅危惧種の保全とその個体数の減少を防止し、回復を図るとともに、在来種の脅威となる外来種の侵入の未然防止や侵入先での防除を進める。

また、適正数以上に増えたニホンジカ、イノシシ等による獣害の対策として、捕獲事業を強化・支援するとともに、将来の鳥獣捕獲の担い手の確保・育成を図る。

(2) 身近な生活環境の保全と循環型社会の推進

1) 身近な生活環境の保全

(大気環境の保全)

自動車等に起因する大気汚染を抑制するために、持続可能な交通システムの実現が必要であり、交差点改良等の道路構造の改善、高規格道路への機能分化による一般道路の渋滞緩和、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、路上工事の縮減、交通流の円滑化対策及びモーダルシフト等の物流のグリーン化を推進する。加えて、開発及び実用化が進んでいる次世代自動車の普及促進、交通量の常時観測データやETC2.0プローブデータなどの道路交通関係データを用いたパフォーマンス改善を推進する。

また、ヒートアイランド現象について、緑地及び水面の減少による蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、緑化の推進、緑地の保全等による地表面被覆の改善等を図る。

(土壌汚染対策の推進)

健康被害の防止の観点から、工場跡地等での土壌汚染の適切な調査や対策及び汚染土壌の適正な処理を行う必要があり、汚染土壌を適切に管理する。

具体的には、有害物質の摂取経路の有無に応じたリスク管理を行うとともに、汚染土壌を要措置区域（土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため汚染の除去等の措置が必要な区域）等から搬出する場合には、適正に運搬、処理し、汚染土壌についてリスク管理に基づいた土壌汚染対策を実施する。また、その他の汚染土壌についてもリスクが拡散することのないよう、適切に取り扱う。

⁵ 四国山地のツキノワグマは、レッドリストにおいて、絶滅の恐れのある地域個体群(LP)となっており、他圏域と異なり保護対象となっている。

2) 循環型社会の推進

(循環型社会の形成を進めるための仕組み構築)

循環型社会の形成を進めるため、排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底及び拡大生産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計を引き続き推進する。市町村等においては廃棄物の処理責任を十分認識し、3R+Renewable(リデュース、リユース、リサイクル+リニューアブル)の推進に努めるとともに、処理を委託する場合においても適正処理の観点から十分踏まえるものとする。さらに、リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース、リユース)の取組がより進む経済社会システムを構築するための取組を進める。

また、廃棄物等のうち有用なもの(循環資源)は貴重な資源としてとらえ、エネルギー源として利用する等、その有効活用を図るとともに、静脈物流に係る環境負荷低減と輸送コスト削減を図る。

「ゼロ・ウェイスト」を掲げる徳島県上勝町における住民主体の多分別資源化や、先進的なリサイクルの取組などのように、循環型社会の形成に向けた住民の意識醸成を図る。

さらに、市場のライフサイクル全体で資源の効率的・循環的な利用とストックの有効活用を行いながら、付加価値を最大化する循環経済(サーキュラーエコノミー)の取組を、瀬戸内地域等における産業集積を活かしながら推進する。また、循環資源の物流ネットワーク拠点となる機能を有し、高度なリサイクル技術を有する産業が集積する港湾を循環経済拠点港湾(サーキュラーエコノミーポート(仮称))として選定し、港湾を核とする広域的な資源循環を促進する。

(国際的な取組の推進)

四国圏域内において、脱炭素化に必要な重要金属等を電気電子機器廃棄物(e-waste)から回収・リサイクルし、我が国の優れた精錬設備を活用することで重要金属等の資源を確保するとともに、国際的なバリューチェーンで資源循環させること等により、国際的な循環型社会を形成する取組を積極的に推進する。

(3) 美しい風土を活かし、豊かな自然と共生する持続可能な地域づくり

1) 美しい風土を活かした個性ある地域づくり

(美しい自然を舞台とした地域独自の風景づくり)

四国圏の多くの美しい自然や、人と自然の長年の相互作用で形成された里海や里山などは、地域特有の景観や伝統文化の基盤であり、住民が健康的な生活を送る基盤でもあるため、今後も美しい自然を基盤とした地域独自の風景を保全する。

また、これらの四国圏独自の自然・風景に関する広報や情報発信について、圏域外だけでなく四国圏域内の住民向けにも積極的に発信することで、住民の認識や愛着を高め、住民自身による地域の魅力向上への取組の機運を醸成する。

1 **（地域活性化に向けた自然資源や良好な景観の保全・活用）**

2 国立公園・国定公園など四国圏の優れた自然の風景地及び地域固有の生態系や自然に
3 根ざした地域の文化を活かした国営公園など、価値の高い地域資源を活用し、観光振興
4 や産業・雇用の創出、都市との交流拡大等に取り組む。

5 良好なまちなみ景観の維持及び形成に向け、景観計画、景観地区、地区計画等の規制誘
6 導手法の活用、無電柱化の推進、景観行政と連携した屋外広告物規制等を活用し、歴史的
7 な建造物や伝統的なまちなみ、自然環境と一体となった歴史的風土の保全を図る。

8 また、かわまちづくり等による魅力的な水辺空間の整備・活用等を推進し、水辺空間の
9 保全・再生・創出と水文化の継承・再生・創出を進める。

10
11 **2）持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進**

12 四国圏においては、1998 年の特定非営利活動促進法（NPO 法）施行以来、ボランティア
13 等による地域活動が根付いている。

14 自然と地球にやさしい環境保全活動を更に推進し、自然や環境等の保全に携わる人々
15 の活動を促進するため、新たな活動を立ち上げようとする個人・団体や継続的な環境の
16 保全・創出に関する実践活動、さらには、企業・大学・行政等の協働により実施する活動
17 等を支援する。

18 また、住民・事業者・行政のパートナーシップの構築に向け、各主体の意識向上を図る
19 とともに、着実かつ継続的に活動が行われるよう、各主体間をコーディネートする人材・
20 組織を育成する。

21 さらに、家庭、学校、職場、地域が連携し、生物多様性に関する教育・学習・体験の充
22 実や「多様な自然エネルギー」の理解促進に向けた学習教材の製作、環境保全を考慮した
23 節度ある開発のための啓蒙等、子どもから高齢者まで、生涯を通じた環境教育、環境学習
24 の場と機会の充実を図る。

25
26
27 **3．個性ある地域が連携して活力あふれる四国**

28 **3.1 地域の豊かさと生活の質向上プロジェクト**

29 人口減少社会においても、暮らしの利便性を維持・向上させ、持続可能で活力ある四国
30 圏の実現を目指すために、デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成を推進する。
31 市町村界にとらわれず地域の生活や経済の実態に応じて、デジタルの徹底活用により、
32 地域空間の質的向上を図るボトムアップの取組を、環四国を前提に四国圏の行政機関が
33 連携しながら行う。なお、それらの取組の推進においては、国や県が果たすべき役割と手
34 続きの明確化を図る。

35 あわせて、地域生活圏と連携中枢都市圏等との連携や、都市の「コンパクト＋ネットワ
36 ーク」化、中山間地域等における「小さな拠点」の形成・充実を推進することで、高次都
37 市機能や身近な生活サービス機能の維持・存続を図る。

38 農林水産業を軸に観光、教育、医療・福祉・介護等の多様な分野との連携による交流人

口の増加の推進、地域コミュニティの維持等を図る。

(1) 持続可能な生活圏の実現

1) 地域生活圏の形成による生活の質の維持・向上

(デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成)

人口減少で提供・維持が難しくなった生活サービスについて、デジタルの徹底活用と官民パートナーシップによる「主体の連携」、分野の垣根を越えた「事業の連携」、市町村界にとらわれない「地域の連携」による共助の地域経営で、生活サービスの利便性の最適化と複合化、地域内経済の循環の仕組みを構築し、「ボトムアップ+パートナーシップ」による持続的な生活サービスの提供を目指した地域生活圏の形成を促進する。

また、人口減少が進み、大規模災害リスクを抱える中、地方部における生活圏人口の維持に不可欠な高規格道路を「地域安全保障のエッセンシャルネットワーク」と位置づけ、早期形成を目指す。

中山間地域等においては、基幹産業である農林水産業の仕事づくりを軸として、教育・文化、医療・福祉・介護、物流等の様々な産業分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術を活用しつつ、社会課題解決に取り組む意欲的な地域を「デジ活」中山間地域として登録し、その拡大を図る。なお、既に「デジ活」中山間地域に登録されている地域に対しては、関係機関が連携しつつ、四国圏におけるモデルとして社会課題解決に向けた取組を後押しする。

(連携中枢都市圏等との連携)

地域生活圏の形成に当たっては、既存の広域連携の枠組みである連携中枢都市圏や定住自立圏との連携も重要であり、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させるとともに、民の力を最大限活用すべく官民連携の視点をより強化して地域課題の解決に取り組んでいく。

(SDGs 未来都市と地域循環共生圏の形成)

SDGs を原動力とした地方創生に係る優れた取組を行う地方公共団体を SDGs 未来都市として選定し、持続可能なまちづくりを促進する。

また、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、地域内外の多様な主体と協働して環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカル SDGs 事業を次々と生み、育て続けられる自立した地域をつくり、そうした地域同士が支え合うネットワークを構築する地域循環共生圏の取組を推進する。

2) 「コンパクト+ネットワーク」な都市構造の実現

(「コンパクト+ネットワーク」の形成)

医療・介護・福祉、商業等の生活サービスを提供する都市機能の存続のために、都市機能の集約等による都市のコンパクト化と、公共交通、情報通信、エネルギーのネットワー

ク構築による「コンパクト＋ネットワーク」の形成を目指す。

「コンパクト＋ネットワーク」を実現するため、集約型都市構造の実現と都市機能の充実、各都市の魅力向上と相互連携の強化、産業・文化活動等における都市圏相互の結びつきの強化、既存の高速交通ネットワーク等の利用促進及び組合せによる役割分担と連携を図る。

香川県高松市が掲げる「多核連携型コンパクト・エコシティ」などのように、現行の都市計画制度の有効的な活用や立地適正化計画の策定を推進し、都市機能の集約等を進める都市のコンパクト化と各集約拠点をつなぐ公共交通、情報通信、エネルギーの再編を始めとするネットワークの構築を図り、郊外部や都心部の需要に柔軟に対応できる生活圏単位のコンパクト＋ネットワークの高度化・効率化を図る。

（快適に移動可能な、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの推進）

徒歩、自転車または公共交通機関の利用により医療、福祉、介護、教育、行政、商業等の広域的都市機能を楽しむことができるよう、公共交通機関、道路だけでなく建築物も含めた連続的なバリアフリー空間の形成、道路空間のユニバーサルデザイン化、交通結節点における利便性向上や乗継円滑化、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの導入、歩行者と自転車の通行区分の明示などによる道路空間の再配分、景観行政と連携したまちの活性化に資する屋外広告物利活用の促進や屋外広告物の落下対策の推進などにより、安全で快適に歩ける空間・環境の整備を図る。

これらのような、人が主役のまちなか交通空間の整備により、多様な人々の交流・活動を促し、ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを進める。

（コミュニティによる暮らしの安全・安心の確保）

住民、民間事業者等の主体的な取組により、自らのコミュニティの安全・安心を確保し、地域で支え合う絆を育むため、住民等が活動する場の提供等の支援を推進する。

また、多様な世代が地域において健康的に暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の機能を向上させる。

（快適な生活環境づくり）

個人住宅・公共施設のバリアフリー化等の支援による住居環境の質の向上、下水道等の基礎的なインフラ整備、生活に密着した道路や子ども達の遊び場環境に配慮した公園の整備等を推進し、快適な生活基盤の構築を図る。

3) 中山間地域・半島部・島しょ部等の維持・活性化

（持続可能な農山漁村の創造）

農山漁村は、食料の安定的供給、里山をはじめとする豊かな自然環境の保全、自然との

ふれあい及び機会の提供、伝統文化の継承等の多面的な役割を有している。

将来にわたってこれらの役割を十分に発揮し、持続可能な農山漁村を創造するためには、安全で快適かつ効率的で持続性に優れた社会インフラの整備のほか、都市住民も含め、地域の支えとなる人材の裾野を拡大していくことが必要である。そのため、農山漁村の豊かな地域資源を活用して、農林水産業を軸に観光、教育、医療・福祉・介護等の多様な分野と連携して取り組むことにより、交流人口の増加を図るとともに、地方・田園回帰等の動きも踏まえ、農山漁村と都市の相互補完・相互貢献による共生を目指す。

また、中山間地域等の農山漁村に人が住み続けるため、集落機能の維持・強化や集約化を図る。複数の集落の連携による自立的な地域社会を構築し、人の流れの受け皿となる機能等を果たしていくため、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて複数の集落の機能を補完する、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成を支援する。

（離島地域、半島地域の特性を活かした自立的な地域社会の構築）

離島地域においては、創意工夫を活かし自立的発展を遂げるため、自然の保全や文化の継承等を通じて、地域資源を生かした戦略産業の育成、観光地域づくり及び観光の推進等による雇用拡大等の定住促進、対流の拡大促進を支援するとともに、安全・安心な定住条件の整備強化の取組を支援する。また、ICT 等の先端的な技術を積極的に導入し、スマートアイランドの推進を図るとともに、離島地域と継続的に関係を有する関係人口等の島外人材の活用を推進する。

加えて、生活の安定のため、離島航路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保、地域の実情に応じた再エネ利活用の推進及びガソリン小売価格の引下げを支援する。また、福祉の向上のため、医師・看護師等及び介護・障害福祉サービス等従事者の確保の支援、遠隔医療等や遠隔教育の積極的な活用ならびにその支援基盤の構築を図る。

半島地域においては、多様な農林水産物や独自の歴史文化など豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、災害にも対応した安全・安心な暮らしを実現するため、防災機能を強化するための交通基盤整備、生活環境の整備、医療の確保、福祉・介護サービスの確保等を図る。

（「小さな拠点」を核とした維持・活性化）

人口規模の小さな集落地域において日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を形成し、周辺集落との間を、生活の足となる公共交通・物流ネットワークや情報通信ネットワーク等で結ぶことにより、集落地域の「コンパクト＋ネットワーク」による生活に必要なサービスの維持・確保・強化を推進する。加えて、地域公共交通の維持に向けた自動運転など新技術の導入を検討する。また、「道の駅」や「みなとオアシス」等を、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に活用しながら、地域間の連携強化に役立てることで持続可能な地域づくりを推進する。

1 なお、中山間地域等における「コンパクト＋ネットワーク」は、居住機能の集約までを
2 本来目的とはしていないが、四国圏のように人口減少と高齢化が進んだ地域においては、
3 その進行により生じる地域の変化を踏まえた適切な地域の形成に取り組んでいく。

4 また、離島、山間集落に対し、実用化が進むドローンによる無人物流インフラの整備を
5 進める。

7 （水産業を支える漁村の活性化の推進）

8 「浜の活力再生プラン」の策定及び実現の推進を通じて、地域の実情に応じた漁村及
9 び地域漁業の活性化を図る。特に、条件が不利な離島漁業については、各種取組を行う離
10 島の漁業集落に対する支援等を行う。

11 また、漁業関係者や住民の安全・安心を確保するため、防災・減災対策、災害発生後の
12 円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁
13 港施設等の機能を確保し、災害に対してしなやかで強い漁港・漁村づくりを推進する。

14 地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を推進し、海や漁村の地
15 域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせ、水産業と相互に補完し合う産業を育成
16 し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

19 3.2 シームレスな四国を実現する交通・通信基盤整備プロジェクト

20 四国圏において、海外及び圏域外との物流・交流におけるシームレスな総合交通体系
21 の整備と圏域内の広域的な連携・交流を促進するために、国際ゲートウェイ機能を担う
22 空港・港湾の機能強化、国際路線の拡大、基幹交通を担う高規格道路等や鉄道、航路のネ
23 ットワーク強化と効率化等を進める。

24 地域生活圏や市町村など日常レベルでの移動を担う地域公共交通ネットワークの「リ・
25 デザイン」（再構築）を、まちづくりと一体となって推進する。また、不足しているドラ
26 イバーの確保を行いつつ、デジタルや新技術を活用した新たなモビリティの充実を推進
27 する。

28 デジタル技術を利用した「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に
29 向け、都市部から中山間地域・半島部・島しょ部に至るまで、地理的条件に左右されず生
30 活や産業の基盤を支えるのに不可欠な高速通信インフラの整備と更新を推進する。

32 （１）地域生活圏どうし、及び域外とをつなぐ広域交通ネットワークの高質化

33 １）国際ゲートウェイ機能の強化による国外との交流の促進

34 四国圏のゲートウェイとなる港湾の機能強化や、天候に左右されない拠点空港の整備
35 と、アジア圏を中心とする路線就航拡大を図るとともに、これらへの圏域全体からのア
36 クセス機能を強化し、国外との交流を活性化させ、他地域を経由することなく四国圏と
37 直接交流・連携できるようなインフラ整備を進めていく。

38 なお、欧米等の海外諸国へのアクセスについては、近接する圏域と広域連携を図りな

1 　　がら引き続き確保・充実に努めていく。

2 　　物流面では、近年の船舶大型化や取扱貨物量の増大に対応するため、大型船舶に対応
3 　　した国際物流ターミナルの整備など、四国圏における国際的な物流拠点の形成を推進す
4 　　る。

5 6 **2) 圏域内外の連携・交流の促進**

7 　　西日本国土軸の強化や太平洋新国土軸の形成による中国圏・近畿圏・九州圏などの四
8 　　国圏域外との連携・交流を促進するため、高速道路ネットワークの整備を引き続き進め
9 　　るとともに、モーダルシフトに資する複合一貫輸送ターミナル等の港湾整備、空港の整
10 　　備、鉄道の高速化・高質化、フェリー・旅客船航路・海上輸送航路の維持・高質化、情報
11 　　通信技術を活用した内航フェリー・RORO 船ターミナルの機能強化、交通モード間の連携
12 　　強化等による広域交通ネットワークの整備や強化、利用促進を図る。

13 　　また、「日本中央回廊」の形成を見据え、太平洋ベルト地帯を中心とする西日本国土軸
14 　　との連結、紀淡海峡及び豊予海峡を介してつながる太平洋新国土軸の強化により「全国
15 　　的な回廊ネットワーク」を形成していく。

16 　　さらに、四国の新幹線（四国新幹線及び四国横断新幹線）は基本計画路線に位置付けら
17 　　れており、基本計画路線及び幹線鉄道ネットワーク等の高機能化等の地域の実情に応じ
18 　　た今後の方向性について調査検討を行う。なお、四国4県及び四国経済連合会によると、
19 　　四国の新幹線について、既存の新幹線ネットワークとの接続などにより西日本における
20 　　広域交流圏の形成や、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震などの大規模災害への
21 　　対応力の向上のほか、新たな感染症リスクを低減させる地方分散型の国土形成などにも
22 　　貢献するなど、持続可能な四国圏の公共交通ネットワークの骨格として四国圏の将来の
23 　　地域づくりに大きな役割を果たすことが期待されている。

24 　　四国圏域内においては、シームレスネットワークの構築に向けて、サービスレベル達
25 　　成型を目指し、シームレスなサービスが確保された高規格道路ネットワークの構築を推
26 　　進する。

27 　　加えて、時間的・空間的に偏在する交通重要や渋滞に対して、データを活用したパフォ
28 　　ーマンス・マネジメントにより、ボトルネック対策を効率的・効果的に実施し、高規格道
29 　　路ネットワーク全体のサービス向上を目指す。

30 　　また、都市間を結ぶ幹線鉄道の整備、四国本土と瀬戸内等の島々を結ぶ離島航路の維
31 　　持・存続により、地域生活圏の中心都市と周辺都市、地域生活圏と連携中枢都市圏、さら
32 　　には大都市圏といった、広域的・重層的な都市間の対流を促進することによって、経済・
33 　　生活圏の活力の維持・増進を図る。

34 35 **(2) 地域公共交通の再構築の促進**

36 **1) 持続可能な地域公共交通の再構築の促進**

37 **(地域公共交通体系のリ・デザイン)**

38 　　各地域における最適な公共交通ネットワークの実現を図るため、地域公共交通計画の

策定及び推進、鉄道とバスのような交通モードの垣根を越えた共同経営（例：徳島県南部におけるＪＲ四国と徳島バスの並行区間でのダイヤ・運賃体系の連携）など、地方公共団体と民間の多様な主体との共創や地域経営における連携強化を通じ、まちづくりと一体となって、様々な政策手段を活用しながら利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進める。

集約型公共交通ターミナル「バスタプロジェクト」について、官民連携を強化しながら戦略的に展開して交通拠点进行形成し、既存のバスターミナルや「道の駅」等とネットワーク化を図ることで、面としての機能強化を実現する。

また、「道の駅」等を交通結節点として活用した地域公共交通の形成を促進するとともに、貨客混載が可能な物流拠点や自動運転車両の発着拠点といった物流・人流の機能に加え、観光や子育て支援など、複合的な機能を備えた拠点の整備を実施する。

さらに、地域と一体となったコンパクトな拠点の形成、地域経済の活性化及び高規格道路に隣接する主要施設へのアクセス性、利便性向上に資する IC の整備等を促進する。

その際には、豊かな暮らしを支える交通を実現するため、利用者である住民の生活の目線に立って、顕在化していない移動需要の掘り起こしや新規需要の創出につながる利便性の向上を、地域の関係者の共創により進める。

（中山間地域や郊外等における移動手段の確保）

交通インフラが脆弱な中山間地域等の人口減少・高齢化が著しく進行する地域や都市の郊外においては、移動ニーズを丁寧に把握するとともに、AI 技術を用いたデマンド型の交通手段の導入等を通じ、高齢者、通学者等自家用車で移動できない人のための公共交通手段の機能維持・向上を図る。

また、鉄道・バス・フェリー・離島航路など、地域住民や国内外の旅行者の足となる地域公共交通網の維持・確保や安全・防災対策に向けた取組を支援する。

2) デジタルや新技術を活用した新たなモビリティの充実

交通事業者、国、地方公共団体の連携により、人口減少と高齢化により不足しているドライバーの確保を行いつつ、MaaS、LRT の導入、自動運転社会の実現に向けて、自動運転の実装事業や電動車の導入支援等、旅客自動車運送事業の DX・GX と運輸事業の振興を進める。

（3）デジタル社会の基盤を担う通信インフラの整備

1) 通信インフラの整備

（デジタル田園都市国家構想の基盤を担う通信インフラの整備）

「デジタル田園都市国家構想」に掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向け、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、デジタルインフラ整備を強力に推進するため、高速通信インフラの整備促進と老朽インフラの保守・更新への支援を進める。

1
2 **(中山間地域・半島部・島しょ部等の生活・産業を支える通信インフラの整備)**

3 行政、民間企業等が連携し、中山間地域や半島部、島しょ部等における光ファイバ等の
4 固定ブロードバンドや 5G 通信等へ対応した無線基地局等の整備、観光地や防災拠点等
5 における無料公衆無線 LAN の整備を促進し、都市部など人口集積地域との情報通信環境の
6 格差解消を図る。

7
8 **(産業基盤を支える通信インフラの整備)**

9 場所や時間の制約を越えて地域のポテンシャルを広げることが可能となるデジタル社
10 会の基盤は情報通信体系であり、その構築を総合的に進める。

11 そのため、都市部と地方部の情報格差の解消のためにローカル 5G 環境等の高速通信が
12 可能な高度情報通信基盤の整備を進め、地理的条件に左右されずに新たな情報化社会へ
13 対応可能な産業基盤を構築する。

14 港湾においては、民間事業者間の港湾物流手続、港湾管理者の行政手続や統計調査、港
15 湾の計画から維持管理までのインフラ情報を電子化し、これらをデータ連携により一体
16 的に取り扱うプラットフォームである「サイバーポート」の機能改善及び利用促進を行
17 う。

18
19
20 **3.3 四国の土地・建物の保全・管理プロジェクト**

21 人口減少社会において適切な土地・建物の利用・管理を進めていくために、土地境界の
22 明確化や、農用地等の持続可能な土地利用、「地域管理構想」策定などの取組を進める。
23 また、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策や、空き家の発生抑制、利活用に向けた取
24 組を戦略的に推進する。

25
26 **(1) 適切な土地・建物の利用・管理**

27 **1) 地域の持続的な土地管理・利用の促進**

28 **(地籍整備等の推進)**

29 地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化
30 を始めとして、土地取引、民間開発や国土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重
31 要な取組であり、圏域内では地籍調査を着実に進めている。

32 今後も、困難度の高い都市部の地図混乱地域の地図作成事業の計画的推進を図るとと
33 もに、大都市部での実施や地域の防災・減災対応等のニーズを踏まえた重点化と効率化
34 の検討を進めるとともに、筆界保全標の設置に着実に取り組む。

35
36 **(農用地等の持続可能な土地利用の推進)**

37 地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣
38 被害対策、粗放的な土地利用等の農用地保全のための多様な取組を総合的に支援する。

また、放牧や景観作物等の粗放的な土地利用等を行う場合に、農林漁業団体等が地方公共団体に活性化計画の作成を提案できる仕組みや、事業実施に必要な手続を迅速化する仕組み等を活用し、持続可能な土地利用の推進を図る。

(地域管理構想の取組推進)

これまでに人為的な管理がなされた土地は、放棄されれば森林、草地等の健全な生態系に戻らず荒廃し、災害リスクの増大、生態系等に影響を与える一部の鳥獣の増加、外来種の分布拡大のみならず、不法投棄の誘因等も懸念される。そのため、「国土の管理構想」に基づき、土地の利用価値を高める管理方法等の転換や、自然的土地利用への転換などの選択肢について、地域における合意形成を踏まえながら「地域管理構想」策定などの取組を推進する。

2) 空き家と荒廃農地等利用の最適化

(増加する空き家への対応)

増加する空き家に関する問題の解決を図るために、所有者等の管理や活用に係る意識を多様な手段で醸成するとともに、地方公共団体が所有者等に法令に基づく必要な措置を講じ、管理の確保と適切な管理が行われていない空き家等の発生の未然防止を図る。地域の住環境に深刻な影響を及ぼしている空き家（特定空家等）や、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認められる空き家（管理不全空家等）については、法令に基づき、助言・指導や勧告等により適正化を図る。

一方、中心市街地活性化や観光振興、地域コミュニティの維持・強化等地域の状況に応じた空き家活用に向けた需要の掘り起こし、耐震化・スマート化による価値向上、所有者等と活用希望者とのマッチング、地域活性化に資する改修への支援、重点的に活用を促進する地域の設定等を促進することにより、空き家の活用を促進し、地域経済の活性化等につなげる。

(良質なストックの形成や住宅循環システムの構築)

カーボンニュートラルの実現、少子高齢社会や自然災害の激甚化・頻発化への対応等、近年の社会情勢の変化に適合する、良質な住宅ストックの形成を図る。

そのため、リフォームの促進等を通じて世代を越えて継承されるストック形成を推進するとともに、住宅の適切な維持管理や建物状況調査の活用促進、既存住宅に関する情報提供の円滑化、住教育の充実等、良好で多様な住まいの選択が可能となる環境整備を行う。

また、建物と居住者の両方における高齢化が進行しつつあるマンションについては、適切なる管理による長寿命化の促進や建替え等による再生の円滑化を図る。

これらを通じて、働き方改革やテレワークの進展等の社会環境の変化及び人々の価値観の多様化にも対応し、ライフスタイルの変化に合わせて円滑な住み替えや二地域居住等が可能となるような住宅循環システムを構築する。

(荒廃農地対策)

荒廃農地の発生を抑制するために、地域・集落における農地利用に係る話合いの促進や共同活動の支援を行うとともに、鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、担い手への農地の集積・集約化の促進、基盤整備の効果的な活用等による荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める。

また、空き家と荒廃農地が一緒に存在していることが多いため、空き家と荒廃農地の対策を一体的に取り組む。

4. 歴史・文化、風土を活かした交流・連携により人をひきつける四国

4.1 四国らしさを活かした持続可能な観光プロジェクト

世界にも認知されている広域的で魅力ある歴史・文化を有する四国圏の地域資源を磨き上げ、積極的に国内外へ発信していく。そのため、四国遍路をはじめとした四国圏独自の歴史・文化の保全・継承と、地域を活性化する人材の育成を推進するとともに、四国圏の食文化や近年注目を集めているサイクリングやアート等多様な文化を活用した地域づくりを推進する。

また、美しい自然風景を四国圏共有の観光資源として今後も利活用できるよう、地域資源を活用した持続可能な観光地域づくりや、既存観光資源の高付加価値化、新たな観光資源の創出等を進める。

(1) 四国特有の風土の継承と活用による魅力ある地域づくり

1) 四国遍路をはじめとした四国圏独自の歴史・文化の保全・継承と観光産業の中核を担う人材の育成

(お遍路文化等の次世代継承)

四国遍路並びに地域の人々の「お接待」に代表される、四国圏特有の歴史・文化や自然、景観を次の世代へと継承していくための体制構築と人材育成を、各県の連携により進めていく。

また、多様な人材と連携しながら文化的価値の高い遍路宿の改修・修復や、遍路道の適切な維持を進め、お接待や宿泊サービス等を充実し、多くの来訪者にお遍路文化を伝えていくとともに、お遍路文化が本来もつ修行の意義に加え、「お接待」等による「癒やし」がストレスフルな社会の中で精神面のケアにも役立つものであることから、リトリート⁶に着目したお遍路観光の推進を図る。

また、四国遍路世界遺産登録推進協議会が中心となって進めている、四国遍路の世界遺産登録に向けた活動を、四国圏一体として推進する。

⁶ リトリート：日常の仕事や家庭・人間関係から離れ、自分だけの時間を取り、心身ともにリラックスすること。

（観光産業の中核を担う専門人材育成）

今後の地域振興の中核を形成する観光産業の発展に向けて、DMO⁷人材、観光ガイド、コーディネーター、外国出身者の活用によるインバウンド対応人材等、観光産業の中核を担う専門人材の育成への支援を進める。

また、「遍路道」等の過疎地域に多く存在する観光資源については、これらの保全のために、多様な主体が行政と連携・協働して、人材育成及びその体制づくりを推進する。

（文化資源の活用）

観光コンテンツの開発、文化財や祭りのデジタルアーカイブの拡充、四国圏の土地や人の特徴、歴史、文化を積極的に発信することによる「見える化」等の文化観光に向けた各種の取組の促進を図る。

城下町や宿場町等のまちなみにおける町家や古民家を改修したホテルや飲食施設等の整備等、貴重な歴史文化資源の利活用の取組を推進する。

地域文化の礎である伝統行事や民俗芸能等についても、保存・継承及び振興に必要な支援を実施するとともに、人口減少が進む中での存続のために観光参加を取り込む形での開催を検討する。

港湾における釣り施設や既存の防波堤等の利活用を通して、釣りによる地域活性化を図る「釣り文化振興モデル港」の取組を推進する。

また、四国圏域における文化資源の魅力向上への土台として、四国圏の住民自らがその文化資源の価値を再認識し、地域への認識と愛着を高める取組を進める必要もあり、四国遍路が我が国の歴史文化において占めてきた位置づけについて学校教育の中で学ぶ機会の創出等の検討を行う。

2）サイクリング・アート等多様な文化を活用した地域づくりの推進

（サイクリング等スポーツを活用した地域づくり）

ナショナルサイクルルートに指定されているしまなみ海道サイクリングロード、自然豊かな約1,000kmの四国一周ルートを初めとするサイクリングルートの整備や誘客促進、各種サービス施設の充実を図り、圏域内外とのサイクリングを通じた交流及び官民連携による「サイクリングアイランド四国」を推進する。

また、四国アイランドリーグ plus のような地域密着型プロスポーツ活動等を通じて、四国圏域内の交流を促進するとともに、DXを活用したスポーツプログラムの作成、配信等による生涯スポーツの普及を図り、四国圏域内の住民がスポーツに積極的に参加できる機会を確保する。

なお、アマチュアスポーツと文化芸術活動はその性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在していることから、公的部門を含めた様々な主体による支援体制づくりを進める。

⁷ DMO（観光地域づくり法人）：地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

(アートを活用した地域づくり)

瀬戸内国際芸術祭をはじめとするアートイベントの定期開催により、魅力ある観光地域づくりを進め、地域間の相互連携の強化及び圏域内外の交流を促進し、文化観光による地域の活性化を図る。また、瀬戸内国際芸術祭を機に、離島を結ぶ港湾において、賑わいの創出につなげるウォーターフロントの整備に取り組んでいく。

地域の文化芸術活動を支える環境を整備し、観光客のみならず圏域の住民が文化芸術活動に積極的に参加できる機会を確保する。

(地域固有の食文化を活用した観光客誘致と地域づくり)

四国圏の食文化について、各種イベントを通じた交流やデジタル技術を活用したプロモーション等により、国内外へ広く魅力の発信を行い、四国圏の食を「現地」で味わってみたいという国内観光客とインバウンドの需要につなげていく。「道の駅」や「海の駅」、「みなとオアシス」等を活用し、これらの施設が地域の食文化を発信する拠点となるように取り組むとともに、官民挙げて国内外に売り込み、四国圏の食品・食材への関心や信頼を高め、地域の魅力を向上させ、「四国ブランド」の認知度の向上と浸透を図る。

また、四国圏の伝統的で地域固有の多様な食文化を次世代に継承するため、学校給食等への郷土料理や地元食材の導入により、幼少期からの関心と理解を深める機会の増大など、生産者を始め地域の関係者が連携し様々な取組を推進する。

(新しい圏域文化の創造・発信)

四国圏の多様で美しい景観や自然資源を活用した新ビジネスの創出や自然体験・教育等による新しい文化の創造を図る。

地域のフィルム・コミッションと行政が連携して、映画やテレビドラマ、CMなどのロケーションを誘致し、圏域にゆかりある商品及びサービスの国内外での需要開拓のための取組を進める。

(2) 地域資源を活用した持続可能な観光地域づくり

1) 環境と地域が共生した観光地域づくり

四国圏の美しい自然・風景や独自の歴史・文化を圏域共有の資産として、将来にわたってこれらを享受できるよう、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって、その保全を図りながら観光利用を進めていく。

そのため、観光旅行者は四国圏の自然・文化・歴史等の本質を味わいながら観光を楽しめ、地域にとっては地域資源の保全を可能とする体験等のコンテンツを造成し、地域の経済・社会・環境が循環向上する観光地域づくりを進めていく。

また、地域が主体となって行う持続可能な観光地域づくりのために、地域・観光旅行者の双方がメリットを享受・実感できる地域づくりを推進する地方公共団体やDMO等のマネジメント体制を構築するとともに、四国圏の新たな魅力として持続可能な観光地域で

あることを積極的にPRしていく。

2) 観光資源・観光産業の高付加価値化

(新たな観光資源の創出)

四国圏の有形無形の観光資源や、地域の農林水産物等地域資源を活かした特産品等新たなものを「四国ブランド」としてPR及び消費拡大を図りながら、国内外の人々が惹きつけられる四国圏の形成を推進する。そのため、歴史・食・自然を連動させた滞在型の観光地域づくりや、宿泊場所と食事場所、温浴施設を集落の中で分散させ集落全体を1つの滞在施設として機能させる新しい形の観光地づくり、自然美等の四国圏の強みを新たな形で引き出す観光コンテンツの開発、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）とその跡地利用を視野にいたした周辺圏域との連携による広域観光振興等を進めていく。

(景観の活用による地域の活性化)

四国圏が誇る風景や街並み等の景観を選定した四国八十八景をはじめ、四国圏の美しい景観の保全と再生・活用を図るとともに、観光資源としての活用と地域の活性化につなげる取組を推進する。

地域の景観の維持及び向上において重要な意義を有する、伝統建築による古民家の保全及び再生について、観光客向けの宿泊施設や移住者等向けの住宅として活用することによる地域外からの資金の獲得、地域内の経済循環等を図る。

また、工場夜景、産業遺産等が魅力ある景観として認識される等、新たな景観の価値を見いだす動きを通じた地域の活性化を図る。

上記のような観光、住宅、教育、雇用、産業、文化等の複合的な観点から、地域内外の関係者が一体となり、美しい景観の保全と活用に向けた取組を推進していく。

4.2 観光・交流促進プロジェクト

観光と交流の促進に向け、広域周遊観光のPR、特別な体験の提供や特別感のあるイベントの開催、歴史的資源を活用したまちづくり、「日本風景街道」等による美しい道路空間の形成、インターネットやキャッシュレス決済が利用可能な環境の充実等による旅行者の受入環境の整備等により、四国圏の地域資源の魅力を向上させるとともに、地域資源の魅力を広く国内外にPRする。また、観光面での四国4県の連携強化や、多様な分野における国内外との交流人材の育成等の交流促進施策を進める。

(1) 受入環境整備と四国の魅力発信による観光活性化

1) 観光客受入環境の整備によるインバウンド観光の促進

クルーズ船の寄港はインバウンドを押し上げる一因であるため、港湾の岸壁の延伸等による大型クルーズ船の受入環境を整備・改善するとともに、瀬戸内海から太平洋に及ぶ海を巡る周遊ルートと観光コンテンツの構築、クルーズ船社に対するPR活動を推進し、

クルーズ船の再誘致に積極的に取り組む。

また、外国人富裕層等が個人所有する大型プレジャーボートの世界的な市場規模が拡大傾向にあることを踏まえ、大型プレジャーボートの受入拡大に向けた施設整備等の取組を推進する。

国内外からの旅行者の利便性向上を図るため、無料の公衆無線 LAN (Wi-Fi) や多言語案内表示、多言語対応可能な観光案内人材の確保、地方における免税店数の拡大、キャッシュレス決済の普及に向けた取組への支援の継続・拡充等を進める。

スマートフォンのみでレジャー・体験の予約、観光施設周遊パスや公共交通機関のデジタルチケット購入等が可能となる MaaS アプリの宣伝・利用を促進する。また、観光振興等による地域活性化に向けた利用しやすい高速道路料金の実現を図る。

外国からの旅行者向け消費税免税制度を活用し、四国圏の農作物をはじめとした地域産品の販売拡大や、「四国遍路」や地域の伝統芸能等の歴史・文化に触れることができる質の高い日本文化体験プログラムへの参加促進、また、それによる滞在期間の長期化等により、旅行者一人当たりの消費額を伸ばし、インバウンドによる観光消費を一層拡大する。

2) 地域の魅力を積極的に国内外へ発信

(魅力的な地域資源を積極的に国内外へ発信)

四国圏が有する有形無形の地域資源の魅力を積極的に国内外に発信していくために、首都圏・近畿圏等のメディアへのパブリシティ活動や海外現地旅行会社との連携、オンライン旅行会社 (OTA) や海外現地メディアを活用したプロモーション、各県の県人会、四国圏出身者、I ターン者等の人的ネットワーク、DX を活用した海外向けデジタルマーケティング、メタバース空間のような先端のデジタル技術を活用した情報発信など、リアルとデジタルを組み合わせたプロモーション活動を推進する。これらは、四国 4 県が予算や役割等において適切に分担した体制を構築しつつ、連携して PR 活動を推進していく。また、「しこくろり」や「tabiwa by WESTER」のような観光型 MaaS の取組を推進する。

特別な体験の提供や、特別感のあるイベントを四国各地で集中的に実施し、観光地としての四国圏の魅力をインパクトのある形で内外に広く訴求していく。

遍路体験、アドベンチャーツーリズム、ガストロノミーツーリズム、スポーツツーリズム、アート体験、各都市における都市公園・国立公園・国定公園の魅力向上、国際競争力の高いマリニリゾートの形成、歴史的資源を活用したまちづくり、各都市における公園の再開発等を推進する。

「みなと」を核とした魅力ある地域づくりとして、港湾環境整備計画制度 (みなと緑地 PPP) を活用し、民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備の取組を推進する。

四国圏の地域資源について他圏域との差別化を図り、その特徴や価値等を積極的に PR していくために、四国圏の魅力を四国圏自身で発信可能な新しいメディアの育成を図る。

例えば、「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」は、瀬戸内海沿岸市町村相互の連携により瀬戸内海の利用振興や発展に資する情報発信を行っており、この活動等を通じて積極的にPRしていく。

さらに、近年では、東南アジアを始めとする新興国が急速な経済成長を続けており、海外での市場拡大が見込まれるため、地域商社との連携による地域産品のプロモーションと販路開拓、大都市圏でのトップセールス、バーチャル展示会やオンライン商談会等、海外への輸出拡大を積極的に展開する。

(四国圏から直接世界に向けて情報発信)

瀬戸内・海の路ネットワークなど四国圏及び周辺圏域を含めた観光周遊ルートについて、アジアを中心とした各国市場に対応した効果的なプロモーション活動を推進する。この際、個々の観光ルートや観光地によってその市場特性が異なることにも留意しつつ、プロモーション等を行う。そのため、デジタル技術を活用したニーズ把握や情報発信等の取組を推進する。

また、四国のPR大使としての外国出身者の活用や、国内在住の外国出身者が有する人的ネットワークの活用等による情報発信等を実施する。

(2) 圏域内外、国外との連携・交流の促進

1) 相互連携の強化による圏域内外の交流促進

(相互連携の強化)

四国4県の連携により、県境を越えた広域的な観光周遊を企画・実施し、四国圏を満喫できる観光のプロデュースの強化や、(一社)四国ツーリズム創造機構等と四国4県が連携した国内外での観光PR活動を実施すること等、観光面を中心に各県の相互連携を強化する。

また、(一社)せとうち観光推進機構等の中国圏や近畿圏をはじめとする圏域外とも連携した活動により、四国圏域を超えた広域的な観光ルートの構築や国内外に向けたPR活動を行っていく。加えて、欧米豪旅行客や高付加価値旅行者等をターゲットに、西日本・九州への広域的な誘客を図る「西のゴールデンルート」の取組を、近畿圏・中国圏・九州圏と連携して推進する。

南北軸の高速道路等を活かし、現存する天守等の歴史文化資源、ユネスコ世界ジオパーク等の自然資源、温泉、郷土料理等を連携させ、日本海・瀬戸内海・太平洋の3つの海をつなぐ広域観光を推進する。また、観光立国の推進に向けて、ゲートウェイとなる空港・港湾や観光地へのアクセスを強化し、観光資源の魅力を高める。

(交流促進と交流人材の育成)

県や市町村の友好提携・友好交流先の地域との多様な分野における国内外との交流の推進を図るとともに、JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)終了者、圏域内に居住経験のある外国出身者等との交流や各県の海外県人会等による国際交流や、

「山村留学制度」、地域資源を活用した第2のふるさとづくり、ワーケーションやブレイジャー等による圏域外との交流等も進めていく。

また、地域コミュニティの伝統的寄合所である神社・寺、地域住民、圏域に係る学者、圏域に興味を持つ外国出身者等が連携したグローバルコミュニティや、デジタル技術等活用し広く交流・連携するバーチャルコミュニティの形成を図っていく。

5. 多様性が尊重され、誰もが生き生きと活躍する四国

5.1 ダイバーシティ形成プロジェクト

誰もが多様なライフスタイルを実現できる魅力ある地域を目指し、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにとらわれず、誰もが暮らしやすく、それぞれの能力を発揮して活躍できる環境づくりを推進する。

また、四国圏において若者や女性などあらゆる人々にとって魅力ある就業機会を創出するために、新しい取組にチャレンジできる機会や場の創出、多様な価値観と挑戦を 수용する地域づくりを進める。また、デジタルを活用した都市部と遜色のない就業環境の整備など、産学官の連携による若い世代に向けた各種の就職支援を図る。

(1) 多様なライフスタイルが実現できる魅力ある地域づくり

1) 仕事と家庭の両立を図れる地域づくりの推進

仕事と子育てを両立する働き方を実践していくため、公教育や子育てサポートの充実に加え、住居、職場、保育施設等が近接するまちづくり、放課後児童クラブ等地域が一体となった子育て支援のまちづくりを進める。

また、テレワークやコワーキング、ワーケーション等、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方の改善、育児・介護と両立しながら仕事を続けられる休暇制度や勤務制度の導入等による就業支援等、子育てに必要な時間を確保し、負担の軽減を図ることで男女が共に育児に参画することができる「共働き・共育て」の環境整備を推進する。あわせて、企業内保育施設の整備、育児休業・短時間勤務の利用促進等、子育て世代が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業・団体などへの支援の拡充を図る。

2) 結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て、医療、介護といったライフステージに応じた支援の充実

(結婚の希望をかなえる取組の推進)

生涯未婚率が上昇し続けている中で、各県に設置されている結婚支援のための組織の活用や、企業・団体間でのネットワークの活用、ビッグデータの活用等により、独身男女へのマッチング支援を行う等総合的な婚活サポートや、結婚に伴う新生活支援の推進を図る。

(ライフステージに応じた支援の充実)

サービス付き高齢者向け住宅、子育て世帯向け住宅及び子育て、医療・福祉・介護・健康、コミュニティ等のサービス拠点施設の整備等により、多様な世代が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・スマートウェルネスシティ」の展開を推進するとともに、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・福祉・介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る。

若者、女性、高齢者等の多様な世代が安心して暮らせるよう、中長期的な人口動態の変化とそれに伴う地域ごとの将来の医療需要を見据えた地域医療構想と医師確保計画の達成及び見直しを図る。

主に若年層を対象に、愛媛県が運営している「きらきらナビ」のようなデジタル技術を活用した結婚・妊娠・子育てのワンストップ支援の実施・充実や、子育て世帯への経済的支援、ICTを活用した児童虐待等に係る相談体制、愛媛県今治市等で実施されているネウボラ制度の充実等、安心して子どもを産み育てることができる社会環境の整備を推進する。

また、多様な世代が余裕ある生活を送れるように副業・兼業の解禁等を図っていく。

3) 次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、学べる環境の創出

(子どもたちが健やかに育つ環境の創出)

次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、学べる環境として、認定こども園・幼稚園・保育所等の子育て支援施設や放課後児童クラブ等の整備・拡充、夜間保育、遠隔保育・育児の導入を図るとともに、保育所などの職員の待遇改善等を推進する。また、育児世代とシニア世代の交流支援を行う。

安全な子育ての場となる都市公園の整備の推進と通学路等の安全性を確保するとともに、公共交通機関と連携してベビーカーの利用に対する周囲の配慮を呼びかける等、子育て世代が安心して移動できる環境の整備、公共施設や公共交通機関等の子育てバリアフリー化を進める。

また、「こどもファスト・トラック」の推進等の取組を通じて、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を進める。

(ICT を利用した学習環境の整備)

教育分野における DX を推進し、児童・生徒に向けたオンラインによる ICT による遠隔授業や交流学习等の実施・充実、教職員等に向けた最新の知見に基づく e-ラーニング教材や特別支援教育の研修・会議等の実施・充実、児童生徒 1 人 1 台の端末を活用した授業の充実等、DX を通じた新しい学びのスタイルの創造と質の向上を図る。

また、デジタル時代に生きる子どもたちが ICT を利用した情報を適切に使いこなすことができるように、情報の真偽を判断する能力、情報を適切に活用する能力、情報を安全に活用する能力を育む、情報リテラシーの育成を図る。

4) 元気な高齢者が知識、経験、技術を活かして活躍できる地域づくりの推進

高齢者が地域において元気にかつ主体的に社会参画できるよう、ボランティア活動や生涯学習、スポーツ等を通じた心身の健康・維持増進に資する街づくり・場づくりを推進するとともに、高齢者の社会参画を可能とする教育・人材活用への支援を図る。

元気な限り働きたいという意欲を持った高齢者が地域社会の担い手として、豊富な専門知識や経験、技術等を活かし活躍できる就業の場をマッチングするための仕組みを確立する。

大都市圏などの他圏域の都市部に居住する高齢者に対して四国圏への移住情報の充実及び更なる積極的な発信を行うとともに、受入体制の環境整備を図り、元気な高齢者を受け入れることによって、地域コミュニティの更なる活性化を促進する。

5) 障がい者が能力を最大限発揮し、活躍できる地域づくりの推進

(障がい者が活躍できる地域づくりの推進)

障がい者が抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて身近な地域で相談支援を受けることのできる窓口の設置・拡充等により、障がい者が自ら地域活動に参加できる体制の構築を図る。

生活・労働・雇用等、障がい者の社会生活において、デジタル技術を積極的に活用し社会的障壁をなくすための取組や社会参加を推進する。

(障がい者の雇用促進及び就労支援の充実)

就職面接会や在宅ワーク等の勤務形態の選択、就職を希望する者の障がいの程度に応じた企業へのマッチング等、雇用の促進及び就労支援の充実を図る。

DXを活用し、障がい者のICT機器の利用機会拡大と活用能力の向上促進を図る事業への支援や、遠隔操作可能な「コミュニケーションロボット」による難病患者の新たな社会参加手法の実証等を実施し、生活・労働・雇用等における障がい者の社会的障壁をなくすための取組を推進していく。

6) 外国出身者が暮らしやすく、活躍できる地域づくりの推進

外国出身者及びその家族が安心して暮らすための基盤となる仕事の創出に向けて、外国出身者を含めた雇用の創出・拡大や、外国人技能実習生が従事する業務の柔軟化と地方での受け入れ先の拡大、外国出身の起業家等の受入促進、留学生に対する留学から就職に至るまでの一貫した対応等を実施していくとともに、外国出身者の意見を取り入れる仕組みを構築する。

(2) 魅力ある就業機会の創出

1) 多様な価値観と挑戦を受容する地域づくりの推進

若者を中心に多様な年齢層が新しい取組にチャレンジできる機会や場を創出するとともに、それをサポートする体制の構築と新しい取組のチャレンジにつながる多様な生き方を認めるリベラルな地域風土の醸成を図る。

1 そのため、チャレンジする若者への支援、ICT を効果的に活用した幅広い学習機会の提
2 供、大学や高等専門学校との連携による生涯学習・リカレント教育等の充実、高齢者から
3 子どもまで幅広い層への ICT の普及啓発等、多様な価値観の創造と挑戦手段を育む地域
4 づくりを進める。

6 **2) デジタル活用により都市部と遜色のない就業機会の創出**

7 中心市街地をはじめ過疎地、離島に至るまで、圏域全体にブロードバンドの整備を進
8 め、テレワークの可能な環境を圏域全体へと波及させるとともに、クラウドソーシング
9 を普及させ、圏域のどこにいても仕事が可能な環境を整備する。

10 また、サテライトオフィスやコワーキング、ワーケーション等の誘致・開設とそれらに
11 ついての情報発信などの需要喚起策に対する支援を進め、デジタル活用による場所に囚
12 われない生活・働き方の実現や雇用の創出、地方に居住しながら大都市圏の会社に所属
13 しフルリモートで働くことが可能な働き方のロールモデルの提案等を行い、四国圏で生
14 まれ育った若者が希望を持って四国圏で働きたいと思える地域づくりと四国圏へのUJタ
15 ーン者の受け皿となる就業環境の整備を目指す。

17 **3) 産学官の連携により魅力ある就業機会を創出**

18 **(雇用のミスマッチ解消による若者の流出防止)**

19 四国圏からの若者の流出を防ぐため、自治体、地元企業、教育機関が連携し、就職時に
20 圏域内の若者の希望に合った就職のマッチング支援等を行う仕組みの充実と新たな取組
21 の構築を図る。

22 大学等の進路相談・支援機能とハローワークのマッチング機能を連携させ、ハローワ
23 ークの全国ネットを活用した広域マッチング体制を強化し、学生等が就職活動を行う機
24 会を確保できる環境整備等を図る。また、大学等では四国圏の魅力や可能性について学
25 生に伝え、学生の四国圏への定着を図るほか、卒業後に四国圏域外へ出た若者が四国圏
26 の魅力の発信役を担うことを目指す。

27 また、自治体と地元企業が連携して実施する、UJ ターン就職希望者と採用希望企業の
28 マッチングに対する支援の充実を図る。

30 **(若者と地元企業を有効に結びつけるための就職支援)**

31 四国各県の企業が連携し、オンラインによる情報交換と直接体験とを組み合わせたイ
32 ンターンシップ（職場体験）や地域の経営者等による出前講座、合同就職説明会等の就職
33 支援を行うことで、若者への地元優良企業の認知度向上、若者と地元企業の有効なマッ
34 チングに結びつけ、雇用の増加を図る。

35 地域の創業や新産業の創出、企業誘致・留置の推進、事業拡大等に必要の中核的・専門
36 的人材の誘致等を通じた雇用機会の創出、求職者に対する能力開発、情報提供、相談等の
37 取組を、国の支援制度も活用しながら進めるとともに、地域の雇用情勢に応じて雇用創
38 出、能力開発等を行う事業主への助成を行う。

また、地方創生インターンシップ等 UIJ ターン促進に向けた取組や、若年層移住者に対する経済支援措置の拡充、IT 人材の移住・定住の促進への支援を図る。

5.2 安心して暮らせる四国づくりプロジェクト

誰もが安心・安全に暮らせるように、デジタル技術を活用した医療・介護・福祉の充実、住宅セーフティネットの機能充実、犯罪や事故のない地域環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティの維持・強化に向けた担い手の育成、開かれた地方共生化社会に向けた社会参画のための仕組みづくり等を進める。

また、二地域居住等やワーケーション誘致を通じた関係人口の拡大や、各種の大都市圏との交流促進事業や情報発信の実施、UIJ ターンによる移住・定住者の誘致に向けた環境整備等を図る。

(1) 共助社会づくりの推進と新たな担い手の創出

1) 安全・安心に生活できる共助社会づくりの推進

(デジタルを活用した医療・介護・福祉の充実)

住民・行政・医療・介護・福祉の関係者等が連携し、子育て支援、高齢者介護、障がい者支援等を行う体制の整備を進めるとともに、支援を要する方々の自立した生活を確保することの重要性について、地域の誰もが理解を深めて支え合う「心のバリアフリー」に関する施策を推進する。

また、医療・健康・介護分野における ICT 等を活用したサービスの高度化・効率化に向けた取組として、遠隔医療システムの拡充やオンライン情報の活用等の医療のデジタル化、介護ロボットの導入や AI を活用したケアプラン作成、医療・介護との連携等を推進する。

スマートヘルスケアアプリの活用促進や、医療・健康に関するビッグデータを利用して、住民一人ひとりが自発的に生活習慣病対策に取り組む気運の醸成等を図る。

一部の都市で進むスマートシティの取組の面的展開を図り、地域の暮らしの快適性をデジタル技術により高めていく共助社会の受け皿づくりを推進する。

(住宅セーフティネットの機能の充実)

住宅の確保に特に配慮を要する低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世代等の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅等の既存ストックを有効活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、登録住宅の改修や入居への経済的支援、居住支援法人等による居住支援に取り組む住宅セーフティネット制度の活用を推進する。

(犯罪や事故のない安全・安心な地域づくり)

犯罪のない地域づくりを推進するため、地域の防犯ボランティア団体の活動促進や地域安全マップづくり、防犯情報の提供・広報等により、防犯意識の啓発を図るとともに、

生活安全センターとしての交番機能を支える交番相談員の活用、防犯活動拠点の確保を行う。また、夜間照明や防犯カメラの設置、死角をつくらない配置等に配慮した道路や公園の整備、防犯性能の高い建物部品（CP 部品）の普及、ビッグデータ・デジタル技術を活用した犯罪の予防や検挙、警備、交通安全対策等、防犯に十分配慮した取組を推進する。

加えて、通学路や園児の移動経路などの交通安全環境の整備や、車両の通過交通抑制及び速度低減による安全な歩行空間の確保等を目的として、面的な速度規制とハンプ等の物理的デバイスを適切に組み合わせる「ゾーン 30 プラス」等、交通事故抑止対策を推進し、安全・安心な交通環境の形成を図る。

産学官の関係機関等が連携し、近年、経済・生活基盤として欠かせないものとなっているサイバー空間の安全性確保について、「四国サイバーセキュリティネットワーク」により取り組んでいく。

2) 地域づくりの担い手育成と誰もが活躍できる地域づくりの推進

（地域づくりの担い手の育成）

他圏域より先行して人口減少・少子高齢化が進む四国圏において、地域コミュニティを維持・強化し、地域の活力向上を図っていくため、コミュニティマネージャーのような地域をまとめ上げ、自ら主体的に動き、考え、スピード感をもって決断し事に取り組む担い手の育成並びに、環境整備と地域づくりを担う組織の育成を進める。また、地域づくりを適切にサポートするために、その内容を評価する機関の構築を図る。

（社会参画のための仕組みづくり）

圏域に居住する全ての人に開かれた地方共生化社会の実現のために、女性・子どもなど多様な主体が地域づくりに積極的に参画できる仕組みの構築、デジタルによって手軽に社会参画のための相談ができる仕組みづくりを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や地域社会における社会参画のための ICT 利活用を促進する人材の育成等を促進し、多様な人々が生き生きと暮らし活躍できる地域づくりを図る。

また、一度四国外に出た若者が、UJ ターン後に経験を生かして就労したり活動したりできる場を作るために、関係 NPO をサポートする中間支援組織の育成と四国内での連携強化を図る。

（2）交流人口の増大、移住・定住促進による地域活性化

1) 大都市圏との交流促進、移住・定住の受入れ促進による地域活性化

（UIJ ターンやワーケーション等の誘致による関係人口の拡大）

UIJ ターンやワーケーション、サテライトオフィス等の誘致による関係人口の拡大を図るため、デジタルインフラの整備や空き家等を活用した二地域居住等やワーケーションに利用できる住宅、シェアハウス、コワーキングスペース等の施設整備等を推進する。

あわせて、ワーケーションやサテライトオフィスの誘致体制の充実や、UIJ ターン希望

者を支援するコンシェルジュの設置等、官民連携による UIJ ターン受入れ体制づくりを推進する。そのため、四国圏の魅力発信による需要喚起策等に対する支援や、大都市圏の企業の四国圏への立地や移転などに対する優遇措置、国の機関や独立行政法人などの四国圏への誘致等を検討する。

また、イベント開催など UIJ ターンと地域住民との交流活性化に向けた取組や、UIJ ターンが活躍できる場づくり等を進める。産業誘致や地域文化の魅力 PR 等の UIJ ターンにとって魅力ある地域づくりを進める。

(大都市圏との交流、二地域居住の促進)

主に大都市圏と四国圏の交流人口の拡大に向けて、(一社)四国ツーリズム創造機構と民間事業者の協力等により、滞在型観光や体験型観光を中心とする交流を促進する。

Web や SNS、放送コンテンツ、インフルエンサー等を活用した積極的なプロモーション活動により、観光ルートや観光地情報、地域産品、文化、風土等、地域の魅力を国内外に情報発信するとともに、時代に適合した宿泊施設整備と運営体験・交流事業の積極的開催を行う。

また、大都市圏の教育機関と連携し、都市部の子どもを四国圏の学校で一定期間受け入れ、圏域内の子どもや住民との交流を深める、デュアルスクールの取組を推進する。

上記の観光・交流を契機に、大都市圏等から四国圏を継続的に訪問する関係人口が増加し、ひいては二地域居住等の増加につながる取組を促進する。

6. 地域産業の成長と創出により競争力を発揮する四国

6.1 未来の四国を担う産業成長プロジェクト

四国圏の企業が、大きく変化しつつある事業環境の変化に対応し、成長していくことを促進するために、SDGs 等グローバルな事業環境の変化に対応した海外展開や圏域外企業の誘致、DX や GX への対応による地域産業の再生等を支援する。また、四国圏が優位性を持つ分野のものづくり産業の強化や生産性向上のほか、地域消費型産業の付加価値生産性の向上等により、地域産業の活性化を図る。また、ベンチャー企業やスタートアップの創出を促進する環境整備や、大学をはじめ産学官の連携によるイノベーションの促進を図る。

さらに、高い技術力や魅力ある四国産品の新たな市場・販路の拡大に向けた各種取組を進めるとともに、産業基盤を支える交通や通信等の社会インフラの整備・高度化・多機能化を推進する。

(1) DX、GX、SDGs 等事業環境の変化に応じた地域産業の成長促進

1) SDGs 等グローバルな事業環境の変化への対応

圏域内の企業が、事業環境の変化に適合した事業再編等により持続的な企業価値の向上を実現し、海外需要の取り込みや各国の様々なポテンシャルを活かした海外展開等を

1 行うことを支援する。

2 また、四国圏が有するものづくり産業の基盤や地理的なポテンシャルを内外にアピールし、圏域外及び国外企業の四国圏への進出を促す。

4 圏域内企業が SDGs に取り組むのを支援するとともに、社会の企業による SDGs 対応への理解促進を図る。

7 **2) DX や GX による地域産業の成長促進**

8 **(DX による地域産業の成長促進)**

9 地域産業の再生に向けて、「四国 DX 推進戦略」にしたがい、生産性向上や業務効率化に資する DX や AI、ロボット等の先端技術の活用を図るとともに、先端技術の導入推進を図る企業に対し支援を行う。

12 革新的な技術シーズを次々に新製品や新たなビジネスモデルへつなげるための取組や、ものづくり企業と IT 企業のマッチング、デジタルをからめた研究開発・技術創発等への支援を実施するとともに、地域産業において AI を活用することで生み出される新しい形での男女参画や女性の活躍、働き方改革のような新しい企業形態を創出し、全国の先駆者となることを目指す。

18 **(GX による地域産業の成長促進)**

19 カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料中心の社会経済システムからクリーンエネルギー中心のシステムへと移行する GX が進展する中、地域産業においても GX への対応は不可欠であり、企業の GX 化に向けた取組を支援していく。

24 **(2) 地域産業への投資拡大と生産性向上による成長促進**

25 **1) 国内投資の拡大と生産性の向上**

26 製造業の空洞化やそれに伴う雇用の喪失が懸念される中、技術や製品の研究開発等の促進や生産設備の新陳代謝の促進等により、グローバルな競争にも勝ち抜ける四国圏の成長を支えるものづくり産業を強化する。

29 そのため、紙やナノファイバー等の基礎素材型産業や造船業等、四国圏に集積する産業の更なる高度化と、次世代 LED や光関連産業、蓄電池等の四国圏が優位性を持つものづくり産業の生産性向上と新技術開発を促進する。

32 また、中堅企業の国内投資を後押しし、経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上や産業構造の新陳代謝の加速化を図るほか、四国圏の各省庁や支援機関などが連携した中堅企業の成長を後押しする体制構築を推進する。

35 **2) 地域産業の成長促進**

37 フードテック、高機能素材、ヘルスケア、AI・IoT 等の今後、四国圏において成長が見込まれる産業の戦略的な創出・集積を図る。

地域内で資金を循環させ地域の活力を高めていくため、実質 GDP 及び雇用の 7 割以上を占め、生産性の上昇余地も大きいサービス産業等の地域消費型産業について、付加価値を高めるとともに生産性向上の取組を推進する。

(3) 連携やイノベーションによる地域産業の創出促進

1) 持続的な成長の糧となる新たな産業の創出やスタートアップを促進

(ベンチャー企業・スタートアップの創出)

収益性や生産性の高い分野へ投資や雇用をシフトさせるためには、新規創業・第二創業等といったベンチャー企業が次々と生まれ成長産業へと結びつく環境を整えることが非常に重要であり、ベンチャー企業のスタートアップ支援とともに、大企業からのスピノフ、カーブアウトまたは M&A の形態を含め、ベンチャーが活躍できるよう、制度面、人材面及び資金面における障害を取り除くための総合的な対策を講じる。中国四国地域におけるスタートアップ支援の広域プラットフォームとして 2023 年に設立された「J-Startup WEST」を活用しながら、四国圏から全国・世界へはばたく有望スタートアップを選定し、集中支援を行う。

また、四国圏域外の教育機関や企業等との交流機会を契機としたスタートアップ創出や四国圏域外から来訪するアーティストやクリエイターとのコラボレーション等、外部の視点から圏域が有する地域固有の価値を見出し、雇用創出につながるベンチャー企業の創出も目指す。

(地域の新たな産業の創出促進)

ヘルスケア産業、映像制作やデジタルコンテンツ等のクリエイティブ産業、AI やビッグデータ等の情報通信関連産業等の時代に適合した産業、四国ならではの第 3 次産業、圏域内企業との相乗効果が見込まれる企業や地方進出において成功しやすい小さなものづくり産業の創出・誘致により、新たな産業クラスターとしての集積を図る。また、官民が連携し、圏域からの生産年齢人口の流出阻止を図るため、雇用創出に重きを置いた取組を積極的に支援する。

2) 産学官連携によるイノベーション促進

発展性のある産業展開を図るため、企業の研究活動を支える産学官連携やビジネスマッチングによる企業間連携を強化させ、イノベーションを促進し、コアとなる企業を育成していく。

産学官の連携、(一社) 四国地域大学ネットワーク機構等の大学間連携の枠組み等、多様な主体間のネットワークの構築・強化により、イノベーション創出の中心となる知的対流拠点を整備するとともに、産業支援機関の支援機能の充実や四国圏の基幹産業に結びついた大学・高専等の機能強化等を図り、大学や高専、公設試験研究機関等に蓄積された知識や研究成果等を活かして、企業の新たな事業化を促進する。さらに、大学・高専等

の技術シーズを民間企業が速やかにイノベーションへとつなげるため、「橋渡し」機能の強化、他地域の企業や大学等との連携・交流促進による新産業の創出を図る。

広く知識・技術の共有を図る複数の企業や大学・高専等によるオープン・イノベーションプラットフォームの推進や知的財産の戦略的な活用等により、地域課題の解決や価値創造を促進するとともに、官民が一体となった研究開発投資の促進等に取り組む。

また、四国圏における産業再配置の代替ビジョン策定や、四国圏における産業クラスター形成事例等の発信、全国トップレベル企業とスタートアップ等の見える化、四国圏における産学官が連携したイノベーションの基礎資料を構築し、イノベーションの促進を図る。

(4) 技術力や魅力の向上による新たな市場・販路の拡大

1) 高い技術力や魅力ある四国産品の国内外への市場・販路拡大

地元中小企業等が担うものづくりの高い技術力を国内外に売り込み、販路を移型、輸出型に切り替え新たな市場を切り拓いていくために、地域資源にテーマ性を持たせる等付加価値を高めた商品開発と輸出先国等の販売先の規制・市場変化・ニーズに対応できる産地の育成、輸出に積極的な生産者等のサポートを行う。

卸業者等が有する商流の活用や、大手食品メーカー等との連携、海外現地商社等による代理営業の活用、現地バイヤーの開拓・関係強化、放送コンテンツの海外展開等を通じた情報発信の強化等を実施するとともに、非対面型の WEB 商談会・展示会等の開催や、圏域内企業の優れた技術と製品の情報をデータベース化しての発信・PR 等の ICT を活用したセールス活動を行う。

2) 産業基盤の強化・高度化・多機能化

産業基盤（交通及び通信インフラ）を従来の用途だけではなく、他の用途として用い、その空間を有効活用することで価値を高め、本来有する機能に他の機能を付加（多機能化）することでインフラの多面的活用を推進する。

具体的には、生産性の向上に資するインフラのストック効果を意識した事業を重点的・優先的に実施することにより、企業立地の受け皿となる工業団地の造成や用地の確保、物流コストの縮減や輸送時間の短縮を促進させる。また、クラウド、センサー、ビッグデータ等 ICT の活用を促進すること等により、四国圏域内外と企業間連携を促し、地域の特性を活かした企業立地環境の整備や国際的な競争力・技術力を持った企業を誘致するための支援を行っていく。

また、現代の日本では第3次産業が経済の中核をなしており、四国圏の更なる発展のためには今後も第3次産業の創出・誘致が必要不可欠であり、産業強化に向けたインフラ機能の各種強化においても、第3次産業のための環境整備を念頭において進めていく。

6.2 農林水産業の生産力・付加価値向上プロジェクト

農林水産業の生産性向上と持続性実現のために、デジタル技術を活用したスマート農業の推進、生産基盤の整備・保全、一次製品の付加価値向上による「四国ブランド」の創出等の取組を推進する。また、農林水産業の高付加価値化、雇用創出、農山漁村活性化の好循環形成に向けた取組を推進する。

林業においては、新たな木材需要の創出、デジタル技術の導入、国産材の安定供給体制の構築等を推進する。

(1) 農林水産業の生産力向上と持続性の実現

1) デジタル活用によるスマート農林水産業の推進

生産現場における高齢化や労働力不足等に対応し、コスト削減や高付加価値化を実現する技術革新を推進するため、AI やドローン、IoT、ロボット技術等を活用し農産物の収量増大や品質向上、超省力・低コスト化を図るスマート農業を推進する。

センサーやドローン等の IoT 技術や AI 等を活用した農産物の品質管理や出荷量・出荷時期の管理等、四国圏におけるデジタル技術を活用した先進的な取組を進めていくとともに、新産業としてそのような取組の国内外への展開を図る。

水産業の成長産業化を実現するため、ICT 等の先端技術やデータを活用した漁業・養殖業の生産性の向上や資源評価・管理の高度化のためのスマート水産業の取組を推進する。

2) 農林水産業の生産力・生産性向上

(農業生産基盤の整備・保全)

農地や農業用水は、農業生産の基礎的な資源であり、それら生産基盤の整備と適切な保管理や関連産業の育成を推進する。また、農業の成長産業化に向けて、担い手への農地集積・集約化、企業参入促進に資する規制緩和、生産コストの削減、産地収益力の向上及びスマート農業の実装に資する農地の大区画化や情報通信環境の整備、水田の畑地化・汎用化、畑地や樹園地の高機能化等を推進する。なお、これらの取組は、食料の安定供給の確保と食料安全保障の確立に資するものでもある。

必要に応じ、農地の荒廃化を防止するための放牧や鳥獣緩衝帯といった粗放的な利用等による、計画的な土地利用を推進する。

また、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進するとともに、地域資源の維持や継承等を行い、農地の多面的機能の発揮の促進を図る。

(持続可能な農林水産業の推進)

農林水産業は生物多様性に支えられた産業であると同時に、農林水産業によって維持される生物多様性もまた広く存在する。こうしたことを踏まえ、化学肥料・化学農薬の低減や有機農業の拡大、循環型社会の形成につながる下水汚泥資源等の肥料としての活用等、生物多様性保全を重視した持続可能な農林水産業の実現に向けた取組を進めるほか、これらを通じた田園地域及び里地・里山への環境負荷の低減、農林水産業を通じた美し

い景観の形成を図る。

農業を中心に、地球温暖化等の気候変動や環境負荷低減に資する新品種・新技術の開発を進める。また、環境に対する影響が少なくかつ安定した農業生産が可能となる IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術等の更なる普及を図る。

また、全国的に強みを持つ養殖業においては、愛媛県の真鯛養殖等持続的な養殖業の確立を図るとともに生産者が需要に応じた計画的な生産を行うマーケットイン型養殖業を推進し、長期的に漁獲を安定させ、増大させる。

3) 農林水産業の高付加価値化、雇用創出、農山漁村活性化の好循環の形成

（農林水産業の高付加価値化、雇用創出と農山漁村活性化）

中山間地域や沿岸地域・離島等の活力の中心となっている農林水産業の再生のため、農林水産業を支える担い手の確保・育成、経営所得安定対策等の「生産現場の強化」、生産、加工及び流通を通じた新たな価値の創造による需要の開拓等の「生産から消費までのバリューチェーンの構築」を推進する。

そのため、農林水産物の地産地消の取組のほか、地域の農林漁業者による農林水産物の加工、直売等による高付加価値化、観光農園、農林漁家民宿等の農林水産業を起点とした6次産業化の取組、販路の拡大を推進し、地域における新たな雇用の創出を図る。

特に、観光拠点では食事をとる観光客が多く見受けられることから、観光と農林水産業との連携を密にするとともに、観光ルートにリンクすることによって圏域外も含めた異なる地域間においても相互の連携を進め、地域の農林水産業の活性化を図る。

地域の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営や、6次産業化、農泊、農福連携等の農山漁村の活用可能な地域資源を他分野と組み合わせること等により新しい事業や付加価値を創出する「農山漁村発イノベーション」の取組を推進する。

また、農林水産業の担い手の確保のための特定地域づくり事業協同組合に対する国の財政支援について、人口減少率や最低賃金額など、地域の実情を加味した支援の拡充を検討する。

（生産から販売まで一貫した農林水産業の新たなビジネスモデルの確立）

農林漁業者が生産や加工だけでなく、流通・販売までを一体的に行い、「四国ブランド」を育成・確立し、他産業とのネットワークを通じて海外への輸出につなげての販路の拡大、地域商社との連携による地域産品のプロモーションと販路開拓、大都市圏でのトップセールス、バーチャル展示会やオンライン商談会等により、生産から販売まで一貫したビジネスモデルを確立していく。

（農業の多面的機能の向上）

都市及びその周辺の地域においては、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、災害時の防災空間の確保、やすらぎや農作業体験の場の提供等の都市農業の持つ多様な機能が発揮され、都市住民がその恵みを享受できるよう、都市農業の振興を図る。

また、農業の機能を食料等の供給だけでなく、国土と自然環境の保全等、農業や農村の多面的機能を適切に維持及び発揮させるため、中山間地域等での農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する。

大規模地震等の災害発生時には他圏域との物流が寸断されるため、物流システムが復旧するまで圏域内での食料の自給を強いられる可能性もあり、災害発生時の食料自給を念頭においた農業生産活動を進める。

（食の安全確保）

四国圏における食の安全確保を図るため、農作物生産者の GAP（農業生産工程管理）を推進し農産物の安全性やトレーサビリティの確保を図るとともに、食品等事業者の HACCP に基づく衛生管理を推進する。

GAP の推進に当たっては、GAP によるデータ活用の幅を広げるために、紙媒体ではなくデジタルによる記録を進め、スマートフォンのアプリ等の GAP の取組データの記録・管理ツールの導入及び利用拡大を図る。

4）野生鳥獣被害対策の推進

人と自然とのかかわりの変化等により、森林や農地等においてイノシシ、シカ、サル等の鳥獣被害が深刻化していることから、適正な野生鳥獣個体数管理のために、四国地域野生鳥獣対策ネットワーク等による情報の共有化や広域連携を行う。また、都市の人材の活用も含めた捕獲従事者の確保・育成、クラウド等の ICT を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及、捕獲獣肉をジビエとして商品化する取組への支援等、総合的な鳥獣害対策の取組を推進する。

（2）持続可能な林業の展開と新たな取組の推進

1）需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築

競争力の高い輸入材等に対抗するため、圏域内の木材の安定的かつ持続可能な供給体制の構築を図るべく、林道等の整備や主伐後の再生林の着実な実施等原木の安定供給に向けた取組を実施する。

加工流通施設の高効率化等、中小規模の製材工場等における高付加価値な地域材製品の生産、細かなニーズに対応した柔軟な製品供給に対応するために、スマート林業の取組を推進していく。

2）新しい林業の推進

（新たな木材需要の創出）

木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しているため、国内における木材の主な用途である建築物等において木材の利用を進めることは、2050 年カーボンニュートラルの実現等地球温暖化防止に貢献するとされている。

四国圏域内において、CLT（直交集成板）等を利用した公共や民間建築物の木造化、内

装等の木質化を行う等の取組を進める。また、木質耐火部材等の製品・技術の開発・普及、木質バイオマスの発電及び熱利用の推進、改質リグニンなど木質系新素材の開発・普及等を推進し、温室効果ガスの排出削減を図りながら、四国圏の豊富な森林資源の活用に向けた新たな木材需要の創出と林業の成長産業化を進めていく。

また、住宅生産を担う大工技能者や木造建築物に携わる設計・施工者の育成、木材利用の効果の見える化等を通して、住宅における木材利用を引き続き推進しつつ非住宅分野の木造化を強力に推進し、炭素貯蔵効果の長期発揮が期待できる木材利用を拡大するとともに、温室効果ガスの排出削減を図り、経済・社会のGXの実現等に貢献する。

また、森林本来の役目・価値のブランディングや、木材のブランド価値向上などの取組を促進する。

(新しい林業に向けた取組の展開)

林業の生産性や安全性の抜本的な向上を図るため、森林施業や木材の輸送を効率的に行うために必要不可欠な林道等の路網の整備のほか、境界の明確化、高性能林業機械の導入といった取組を推進する。加えて、エリートツリーや自動化・遠隔操作機械等の開発、レーザ計測等による森林資源情報のデジタル化や ICT 生産管理システムの導入等を地域一体で行うための拠点の創出等を進め、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする新しい林業の実現を目指す。

6.3 四国の産業の次世代を担う人材育成プロジェクト

今後の活力ある四国圏形成のために、産官学の連携により次世代産業を担う人材の確保・育成を進めていく。特に、加速度的に発達しつつあるデジタル技術に対応した専門人材の育成や、社会資本整備や維持管理に必要不可欠な建設業の担い手確保を推進する。

また、ダブルワーク等の多様な働き方が可能となる社会の構築や、女性、若者、高齢者等多様な人材を対象に学びや交流の場を創出しながら、次世代を担う人材の育成と活躍の促進等を図る。

(1) 産業の成長力を支える人材の確保・育成

1) 四国圏の産業の活力となる人材の確保・育成

(四国圏の産業の次世代を担う人材の確保・育成)

今後の活力ある四国圏形成に向けて、産官学が連携して、四国圏の産業界において次世代を担う中核的人材を育成していく。

様々な分野の能力をまとめてマネジメントできる人材や、地域でリーダーシップを担い地域課題の解決を行える人材、既存組織に対し「デジタル社会」へのマインドチェンジを促し新たな時代をリードする組織変革の核となる人材等の育成を図る。また、柔軟な視野と発想を持つ人材を育成するために、教育機関や企業内の育成にとらわれず、外部の教育機関、交流機会を活かした人材育成、リカレント教育やリスキリングの推進支援

等を行っていく。

中小企業・小規模事業者などの人材確保への支援の継続・拡充や、人手不足の企業や成長分野の産業への人材移動の促進を図り、少子高齢化における産業全体としての人材確保を進める。

(建設業における中長期的な担い手確保・育成)

離職者の増加や、少子化等による若年入職者の減少等を克服し、将来にわたる社会資本の着実な整備や維持管理を進めるために、技術者、技能労働者の処遇や重層下請構造の改善、若者や女性が活躍できる環境整備等により、建設業における中長期的な担い手の確保・育成を図る。

(経営資質の向上と事業承継の促進)

経営者等を対象としたセミナー等の開催により、社員・顧客・地域を大切にする経営を実践し地域から大切にされ、永続的に成長する企業の経営者等を育成する。

市場の縮小や後継者不足等により圏域内の中小企業・小規模企業が年々減少しているため、事業継続が困難な企業に対して、各県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」等の関係者機関との連携の下、既存企業・創業希望者への事業の円滑な承継を促進する取組を進める。

(圏域外からの人材の確保)

大都市圏の若者を呼び込むための新たな仕組みづくりや、現在、東京圏を中心に存在する政府関係機関や民間企業の施設、機能等の圏域内への移転・分散、バックアップを図り、それに伴う移住や I ターンを促進する等、企業や地域を支え、新たな活力を生み出す人材を圏域外から呼び込むための取組を進める。

2) DX や GX 人材の育成

(DX 人材の育成)

デジタル技術が進展する社会に対応するために、デジタル分野の新たな教育やリカレント教育・リスキリングを推進し、実践的な人材の育成を図っていく。育成に当たっては、DX を担う全ての人材には一定のセキュリティースキルが必要であることや、DX 推進のリーダーとなる人材には、構想・デザイン・マネジメントスキルの他、複数分野に一定程度精通したジェネラリスト性などが求められ、DX の推進プロセスや各段階に応じて必要なスキルが異なることから、産官学が連携し効果的なプログラムの提供に取り組む。また、育成に要する時間や条件に適合する既存人材の偏在なども踏まえ、「地域情報化アドバイザー」制度などの人材シェアリングスキームの活用を推進する。

(GX 人材の育成)

企業が産業競争力を維持しながらカーボンニュートラルを達成し、グリーン成長を実

現するために、GX 推進のための知識を有し、企業の GX を巡る様々な課題に的確に対応できる人材の育成を図っていく。そのため、「とくしま GX スクール」のような環境負荷低減や自然との共生に取り組む学校の認証制度など、GX 人材育成の取組を促進する仕組みの構築を推進する。

(2) 多様な人材が学び、成長し、活躍できる環境づくり

1) 多様な働き方の実践による、多様な人材の活躍促進

一人ひとりが、能力を発揮し生き生きと働ける「全員参加の社会」の実現に向けた女性、若者、高齢者等の誰もが活躍できる環境の整備を図っていくとともに、企業の競争力や地域の活力を高めるため、地域企業への就職・定着を支援し、就業率の向上と多様な人材の活躍を促進する。

少子高齢化による就業者数不足を補うために、スキルや時間面で都市部の人材と地域をつなぐシェアリングエコノミーの利活用や、1人で複数の役割を担うダブルワーク・パラレルキャリアの推進、副業・兼業の推進、個人の興味や特技を仕事面で発揮できる仕掛けづくりの取組、サテライトオフィスやワーケーションの受入態勢づくり等を図っていく。

2) 学びの場の創出による多様な人材の育成・活躍促進

(地域における学びの場の創出による人材育成)

企業や地域の担い手の生産性や質を向上させるために、女性、若者、高齢者等多様な人材を対象とした学びや交流の場を創り出し、産業の成長を支える多様な人材を育成する。

(大学等の高等教育機関による地域で活躍する人材の育成)

大学等の高等教育機関においては、地域の企業や地方公共団体等と連携して地域が求める人材を育成し、地域の雇用創出や学卒者の地元定着率の向上を図る。また、研究成果を民間企業が速やかにイノベーションにつなげるための「橋渡し機能」の強化に取り組み、産業競争力の強化を図るための知的対流拠点としての充実強化を図る。